

# 神河町過疎地域自立促進計画

(平成 29 年度～平成 32 年度)

平成 29 年 9 月  
兵 庫 県 神 河 町



# 目次

## 内容

|                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| <b>1 基本的な事項</b> .....                  | <b>1</b>  |
| (1) 神河町の概況 .....                       | 1         |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 .....                 | 3         |
| (3) 行財政の状況 .....                       | 7         |
| (4) 地域の自立促進の基本方針 .....                 | 10        |
| (5) 計画期間 .....                         | 10        |
| <b>2 産業の振興</b> .....                   | <b>10</b> |
| (1) 現況と問題点 .....                       | 10        |
| (2) その対策 .....                         | 12        |
| (3) 計画 .....                           | 13        |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....              | 14        |
| <b>3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</b> ..... | <b>14</b> |
| (1) 現況と問題点 .....                       | 14        |
| (2) その対策 .....                         | 15        |
| (3) 計画 .....                           | 16        |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....              | 17        |
| <b>4 生活環境の整備</b> .....                 | <b>17</b> |
| (1) 現況と問題点 .....                       | 17        |
| (2) その対策 .....                         | 19        |
| (3) 計画 .....                           | 20        |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....              | 21        |
| <b>5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> .....      | <b>21</b> |
| (1) 現況と問題点 .....                       | 21        |
| (2) その対策 .....                         | 22        |
| (3) 計画 .....                           | 23        |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....              | 23        |
| <b>6 医療の確保</b> .....                   | <b>23</b> |
| (1) 現況と問題点 .....                       | 23        |
| (2) その対策 .....                         | 23        |

|                                                      |           |
|------------------------------------------------------|-----------|
| (3) 計画 .....                                         | 24        |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....                            | 24        |
| <b>7 教育の振興.....</b>                                  | <b>24</b> |
| (1) 現況と問題点 .....                                     | 24        |
| (2) その対策 .....                                       | 24        |
| (3) 計画 .....                                         | 25        |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....                            | 25        |
| <b>8 地域文化の振興等.....</b>                               | <b>25</b> |
| (1) 現況と問題点 .....                                     | 25        |
| (2) その対策 .....                                       | 26        |
| (3) 計画 .....                                         | 26        |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....                            | 26        |
| <b>9 集落の整備.....</b>                                  | <b>26</b> |
| (1) 現況と問題点 .....                                     | 26        |
| (2) その対策 .....                                       | 26        |
| (3) 計画 .....                                         | 27        |
| <b>10 その他地域の自立促進に関し必要な事項.....</b>                    | <b>27</b> |
| (1) 現況と問題点 .....                                     | 27        |
| (2) その対策 .....                                       | 27        |
| (3) 計画 .....                                         | 27        |
| <b>11 事業計画（平成 29 年度～平成 32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分.....</b> | <b>27</b> |

## 1 基本的な事項

### (1) 神河町の概況

#### ア. 町における過疎地域

神河町は平成 17 年 11 月 7 日に神崎郡神崎町と大河内町の 2 町の新設合併により誕生した。兵庫県内 12 町の中で最も人口の少ない町であるが、兵庫県の真ん中でハート型の地形を呈し、小さくてもキラリと光る「ハートがふれあう住民自治のまち」の創造をめざしている。

#### イ. 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ① 自然的条件

本町は、兵庫県のほぼ中央に位置し、北は朝来市、東は多可町、南は市川町・姫路市、西は宍粟市と接し、面積は 202.23k ㎡で、兵庫県土の約 2.4%を占めている。

面積の約 8 割が山林で、千町ヶ峰を筆頭に暁晴山、平石山、夜鷹山、千ヶ峰といった 1,000m を超える山々をはじめ、古くから播磨富士の名で親しまれてきた笠形山などにより囲まれている。また、関西でも第 1 級の高原地帯を有しており、西に位置する峰山高原、砥峰高原、太田池周辺は「雪彦峰山県立自然公園」、そして東の笠形山から千ヶ峰にかけては「笠形山千ヶ峰県立自然公園」に指定されている。

平地部は、小田原川、市川、猪篠川、越知川といった河川沿いに開け、集落が点在している。

町内の気候は、内陸の気候であり、昼夜、夏冬の気温の差が大きいものの、比較的温暖な気候である。しかし、山間部は、比較的日本海側の影響を受けた積雪が多い地域となっている。

##### ② 歴史的条件

本町の歴史は、約 1 万年以前の旧石器時代までさかのぼり、福本遺跡の発見により、当時からの地で生活が営まれてきたと考えられている。弥生時代には水田の開発などが進み、安定した生活が行われるようになったようで、当時の生活文化を伝える土器や住居跡も多数発見されている。奈良時代に編纂された「播磨国風土記」には、「はにおかの里」と記されており、日本海と瀬戸内のほぼ中心に位置していることから、古代は出雲文化と瀬戸内文化の合流点として、また中世以降においても、旧播但街道に面する播磨と但馬の合流点として独自の文化が形成されてきている。明治 22 年に町村制実施に伴い越知谷村、粟賀村、大山村、寺前村、長谷村が編成された。戦後、昭和 30 年 3 月 31 日の町村合併によって、越知谷村・大山村・粟賀村が神崎町となり、寺前村・長谷村が大河内町となった。



##### ③ 社会的条件

本町の交通環境は、南北に一般国道 312 号線と播但連絡道路及び JR 播但線が並行しており、東西横軸の山陽自動車道路、中国自動車道路の高速道路に至近的に連絡している。

姫路市まで約 40 分、京阪神まで約 1 時間 30 分であり、近年、ETC や IC カードの利用が可能になったことにより、より良好なアクセス環境が整ってきている。

総人口は、平成 2 年以降、年々減少しており、年齢 3 区分別人口の推移は、年少・生産年齢人口の占める割合が減少している一方、老年人口の占める割合が増加し、少子高齢化が急速に進んでいる。

また、「人口減少と少子高齢化対策」は、本町の地域創生・まちづくりを推進する上での最大の課題となっている。

##### ④ 経済的条件

本町の就業構造は、平成 22 年国勢調査（以下「国調」という。）では第一次産業 3.2%、第二次産業 35.0%、第三次産業 61.8%で、第三次産業への就業割合が着実に増加している。農業は、そのほとんどが兼業、零細農家で専業農家は全体の 1 割にも満たない状況で耕作放棄地等も増加してきている。なお、

農作物としては水稲・小麦・小豆等の豆類・キャベツ等、そして地域の特産品としてはゆずや茶等の栽培が行われている。

本町の約8割を占めている森林資源を利用した林業は、基幹産業として地域を支えてきたが社会経済需要の変化の中で従事者の減少と高齢化もあいまって著しく減退し、保育しきれない量の人工林を抱えた状況となっている。産業としての低迷は森林そのものの荒廃にもつながってきており、良好な自然環境の保全、水源かん養の点についても懸念される状況にある。

事業所数の推移は、経済センサスでは平成21年の713事業所から平成26年には610事業所と減少しており、町内での雇用の場の確保が困難になってきているところである。

そのような状況の中、本町の高原や清流といった豊かな自然資源を町の宝ものとして、体験型交流施設を中心に農業・林業の連携による地産地消や6次産業化などに取り組んでいる。なお、観光入込数は現在約70万人であり、目標100万人に向け積極的に事業展開している。

## ウ. 町における過疎の状況

### ①人口等の動向

本町の人口は、昭和45年国調では14,659人から減少が続いており、平成17年国調では13,077人、平成22年国調では12,289人、平成27年国調では11,452人とこの10年間で実に1,625人も減少している。

世帯数は、昭和45年国調の3,310世帯以降増加してきたが、平成17年国調では3,831世帯、平成22年国調では3,813世帯、平成27年国調では3,798世帯と人口減少とともに減少している。

人口構成を年齢別にみると、15から29歳までの若年者比率が平成17年国調では14.5%、平成22年国調では12.8%、平成27年国調では12.4%と減少しており、地域の活性化の原動力である若者の減少が続く、地域活力の維持に支障を来す状況となっている。また、65歳以上の高齢者比率が平成17年国調では27.1%、平成22年国調では30.6%、平成27年国調では34.1%と急速に増加しており、今後さらに早いペースで超高齢化社会へ進展していくものと思われる。

人口減少の要因は、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期に都市部への若年層などの人口流出が挙げられ、近年は進学や就職による人口流出に加え、未婚化や晩婚化などによる出生数の減少が考えられる。

### ②これまでの対策

神河町を構成する旧2町は、合併前より連携し、旧神崎郡内の広域的な活性化に向け各種施策を推進してきた。また、本町発足後は、第1次神河町長期総合計画に掲げる将来像を「ハートがふれあう住民自治のまち」とし、まちづくりの3つの目標を「愛・やさしさ」「命・いきいき」「心・ふれあい」としながら、この実現に向け、本町のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、各種施策を展開している。併せて、平成27年10月策定の「神河町人口ビジョン」及び「神河町地域創生総合戦略」に基づく事業を積極的に実施している。

### ③現在の課題

これまで、第1次神河町長期総合計画を基本に事業を行ってきたことにより基盤整備は着実に進んできた。一方、平成28年度から人口減少と少子高齢化対策として地域創生事業に積極的に取り組んでいるものの、町全体として人口減少、少子高齢化に歯止めをかけることができていない状況である。

人口減少、少子高齢化がより一層進むことは、区や校区などの地域活力の低下、地域経済の衰退、さらには、町民が日常生活において必要な機能が失われるなど、様々な問題が懸念される。

全国的に人口減少社会に直面する中で、本町の定住人口が増加に転じることは難しい状況にあるが、将来にわたり本町が持続的なまちづくりを進めていく上では、喫緊の課題として人口減少を最小限に止める対策に取り組まなければならない。

### ④今後の見通し

将来の人口推計をみると、本町の人口は今後も減少していくことが予想される。人口減少により、地域における消費市場規模が縮小し、人材不足、景気低迷を生み出すとともに住民の経済力の低下をもたらす、高齢化の進展もあいまって、地域社会の様々な基盤維持が困難になりつつある。このため、本町の特徴を踏まえ、地域特性を活かした本町独自の施策を展開することで、人口減少に歯止めをかけ、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速化させる」という負のスパイラルを防ぎ、地域経済の拡大等により、プラスのサイクルを作ることが重要であると考えている。人口減

少を克服し、地域経済の再生を成し遂げるため、住民や企業とともに危機感と問題意識を共有し、協働しながら一体的・持続的に取り組んでいく。

### エ. 社会経済的発展の方向の概要

本町における解決すべき最大の課題は、人口減少と少子高齢化対策であると捉え「仕事創り」「交流から定住」「結婚・出産・子育て」「豊かな暮らし」の4つの基本項目に沿って展開する中で本町の社会経済的発展の方向を次のとおり示す。

#### ①仕事創り

播但連絡道路、中国自動車道路に近接している恵まれた交通環境にある立地特性等を活かして企業誘致の推進や新規創業による新産業の育成を進めていく。また、地域の豊かな自然を活用し、農商工連携による6次産業化、新しい地場産業の育成や新たな「かみかわブランド」の創出を支援する。文化財の活用による着地型観光を創出し、魅力ある観光地づくりを進めていく。

#### ②交流から定住

UJI ターン者を受入れる企業への支援や ICT 環境等を整備することによって就業機会の拡大を図る。また、住宅建設・住宅取得支援や医療・教育・通勤等の生活支援機能の構築を図り、良好な居住環境を形成することをめざし、これらの制度や住宅情報等の発信を進めていく。

#### ③結婚・出産・子育て

子育てしやすいまちづくりをめざし、結婚に向けた男女の出会いづくり、安心して子どもが産産できる環境の構築、子育て支援、仕事と生活の調和を推進し、負担なく働ける労働環境の形成に取り組む。

#### ④豊かな暮らし

安全と安心は生活していく上で最も基本的な条件であることから、高齢者の介護・日常生活の支援や、防災環境の向上を図り、誰もが安心して生活できる環境の構築と、効率的で持続的なまちづくりの推進に取り組む。また、住民がふるさとである神河町を知り、ふれあえる様々な機会を充足させ、ふるさとの再発見やまちづくりの一端を担う住民参加を推進する。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア. 人口の推移と動向

本町の人口の推移は過去25年間（平成2年国調～平成27年国調）で総人口は3,040人（21.0%）も減少している。最近5か年（平成22年国調～平成27年国調）の推移は837人（6.8%）の減少で減少率が高くなっている。また、年齢3区別人口構成比の推移は、高齢者人口（65歳以上）比率34.1%、年少人口（0～14歳）比率が11.6%で、少子高齢化の傾向が顕著になっている。

表1-1 人口の推移（国勢調査）

| 区 分             | 昭和35年       |             | 昭和40年     |             | 昭和45年     |             | 昭和50年     |             | 昭和55年     |  |
|-----------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|--|
|                 | 実数          | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       |  |
| 総数              | 人<br>15,799 | 人<br>15,132 | %<br>△4.2 | 人<br>14,659 | %<br>△3.1 | 人<br>14,517 | %<br>△1.0 | 人<br>14,401 | %<br>△0.8 |  |
| 0歳～14歳          | —           | 4,229       | —         | 3,512       | △17.0     | 3,279       | △6.6      | 3,108       | △5.2      |  |
| 15歳～64歳         | —           | 9,428       | —         | 9,463       | 0.4       | 9,408       | △0.6      | 9,219       | △2.0      |  |
| うち15歳～29歳(a)    | —           | 3,244       | —         | 3,307       | 1.9       | 3,102       | △6.2      | 2,710       | △12.6     |  |
| 65歳以上(b)        | —           | 1,475       | —         | 1,684       | 14.2      | 1,830       | 8.7       | 2,074       | 13.3      |  |
| (a)／総数<br>若年者比率 | %           | %<br>21.4   | —         | %<br>22.6   | —         | %<br>21.4   | —         | %<br>18.8   | —         |  |
| (b)／総数<br>高齢者比率 | %           | %<br>9.7    | —         | %<br>11.5   | —         | %<br>12.6   | —         | %<br>14.4   | —         |  |

1 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向

| 区 分                  | 昭和 60 年     |           | 平成 2 年      |          | 平成 7 年      |           | 平成 12 年     |           | 平成 17 年     |           |
|----------------------|-------------|-----------|-------------|----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                      | 実 数         | 増減率       | 実 数         | 増減率      | 実 数         | 増減率       | 実 数         | 増減率       | 実 数         | 増減率       |
| 総 数                  | 人<br>14,266 | %<br>△0.9 | 人<br>14,492 | %<br>1.6 | 人<br>13,829 | %<br>△4.6 | 人<br>13,500 | %<br>△2.4 | 人<br>13,077 | %<br>△3.1 |
| 0 歳～14 歳             | 2,945       | △5.2      | 2,683       | △8.9     | 2,430       | △9.4      | 2,163       | △11.0     | 1,881       | △13.0     |
| 15 歳～64 歳            | 9,055       | △1.8      | 9,269       | 2.4      | 8,415       | △2.6      | 8,005       | △4.9      | 7,658       | △4.3      |
| うち 15 歳<br>～29 歳 (a) | 2,414       | △10.9     | 2,445       | 1.3      | 2,232       | △8.7      | 2,108       | △5.6      | 1,892       | △10.2     |
| 65 歳以上 (b)           | 2,264       | 9.2       | 2,540       | 12.2     | 2,984       | 17.5      | 3,332       | 11.7      | 3,538       | 6.2       |
| (a)／総数<br>若年者比率      | %<br>16.9   | —         | %<br>16.9   | —        | %<br>16.1   | —         | %<br>15.6   | —         | %<br>14.5   | —         |
| (b)／総数<br>高齢者比率      | %<br>15.9   | —         | %<br>17.5   | —        | %<br>21.6   | —         | %<br>24.7   | —         | %<br>27.1   | —         |

| 区 分                  | 平成 22 年     |           | 平成 27 年     |           |
|----------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                      | 実 数         | 増減率       | 実 数         | 増減率       |
| 総 数                  | 人<br>12,289 | %<br>△6.0 | 人<br>11,452 | %<br>△6.8 |
| 0 歳～14 歳             | 1,614       | △14.2     | 1,329       | △17.7     |
| 15 歳～64 歳            | 6,918       | △9.7      | 6,217       | △10.1     |
| うち 15 歳<br>～29 歳 (a) | 1,568       | △17.1     | 1,421       | △9.4      |
| 65 歳以上<br>(b)        | 3,755       | 6.1       | 3,904       | 4.0       |
| (a)／総数<br>若年者比率      | %<br>12.8   | —         | %<br>12.4   | —         |
| (b)／総数<br>高齢者比率      | %<br>30.6   | —         | %<br>34.1   | —         |

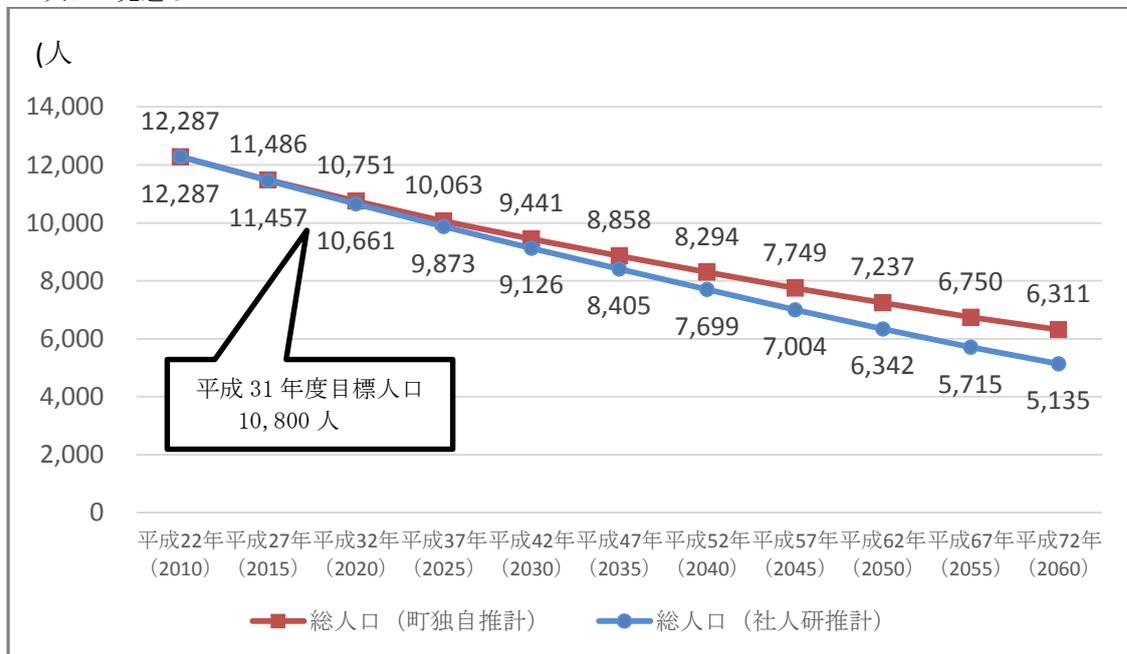
表 1-2 人口の推移 (住民基本台帳)

| 区 分 | 平成 12 年 3 月 31 日 |           | 平成 17 年 3 月 31 日 |           |           | 平成 22 年 3 月 31 日 |           |           |
|-----|------------------|-----------|------------------|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|
|     | 実 数              | 構成比       | 実 数              | 構成比       | 増減率       | 実 数              | 構成比       | 増減率       |
| 総 数 | 人<br>13,994      | —         | 人<br>13,723      | —         | %<br>△1.9 | 人<br>12,991      | —         | %<br>△5.9 |
| 男   | 6,680            | %<br>47.7 | 6,492            | %<br>47.3 | △2.8      | 6,103            | %<br>47.3 | △6.0      |
| 女   | 7,314            | %<br>52.3 | 7,231            | %<br>52.7 | △1.1      | 6,808            | %<br>52.7 | △5.8      |

| 区 分             | 平成 26 年 3 月 31 日 |      |           | 平成 27 年 3 月 31 日 |      |           |   |
|-----------------|------------------|------|-----------|------------------|------|-----------|---|
|                 | 実 数              | 構成比  | 増減率       | 実 数              | 構成比  | 増減率       |   |
| 総数<br>(外国人住民除く) | 人<br>12,204      | —    | %<br>△6.1 | 人<br>11,992      | —    | %<br>△1.7 |   |
| 男<br>(外国人住民除く)  | 5,773            | 47.3 | △5.4      | 5,688            | 47.4 | △1.4      |   |
| 女<br>(外国人住民除く)  | 6,431            | 52.7 | △5.5      | 6,304            | 52.6 | △2.0      |   |
| 参<br>考          | 男(外国人住民)         | 8    | 0.1       | —                | 9    | 0.1       | — |
|                 | 女(外国人住民)         | 18   | 0.1       | —                | 19   | 0.2       | — |

| 区 分             | 平成 29 年 3 月 31 日 |      |           |   |
|-----------------|------------------|------|-----------|---|
|                 | 実 数              | 構成比  | 増減率       |   |
| 総数<br>(外国人住民除く) | 人<br>11,705      | —    | %<br>△2.4 |   |
| 男<br>(外国人住民除く)  | 5,553            | 47.4 | △2.4      |   |
| 女<br>(外国人住民除く)  | 6,152            | 52.6 | △2.4      |   |
| 参<br>考          | 男(外国人住民)         | 12   | 0.1       | — |
|                 | 女(外国人住民)         | 26   | 0.2       | — |

表 1-3 人口の見通し



本町における長期的な将来人口推計をみると、平成 42 年以降 10,000 人を下回り、さらに平成 57 年には、8,000 人を下回ることが予測されている。

本町への新たな転入の流れを創出し、また、出産・子育てを支援することによって「神河町人口ビジョン」に掲げる「平成 31 年の将来目標人口 10,800 人」をめざし、総合戦略を実施していく。

イ. 産業別人口の推移と動向

本町の就業人口の推移をみると、昭和 55 年の 6,884 人から平成 22 年には 5,483 人と減少しており、生産年齢人口（15～60 歳）が減少している。また、産業別の就業人口の推移をみると、昭和 55 年国調では、第 3 次産業の就業人口の割合が全体の 45.2%を占めており、平成 22 年国調では 61.8%にまで増加しており、本町の産業別就業構造は以前から、第 1 次産業や第 2 次産業よりも第 3 次産業への就業者数が高かったことが見受けられる。

表 1-4 産業別人口の動向（国勢調査）

| 区 分             | 昭和 35 年 |        | 昭和 40 年    |        | 昭和 45 年    |          | 昭和 50 年    |            | 昭和 55 年    |          |
|-----------------|---------|--------|------------|--------|------------|----------|------------|------------|------------|----------|
|                 | 実 数     | 増減率    | 実 数        | 増減率    | 実 数        | 増減率      | 実 数        | 増減率        | 実 数        | 増減率      |
| 総 数             | 人<br>—  | %<br>— | 人<br>7,390 | %<br>— | 人<br>7,775 | %<br>5.2 | 人<br>6,579 | %<br>△15.4 | 人<br>6,884 | %<br>4.6 |
| 第一次産業<br>就業人口比率 | %<br>—  | %<br>— | %<br>41.1  | %<br>— | %<br>30.3  | %<br>—   | %<br>11.4  | %<br>—     | %<br>11.6  | %<br>—   |
| 第二次産業<br>就業人口比率 | %<br>—  | %<br>— | %<br>30.0  | %<br>— | %<br>37.1  | %<br>—   | %<br>44.7  | %<br>—     | %<br>43.1  | %<br>—   |
| 第三次産業<br>就業人口比率 | %<br>—  | %<br>— | %<br>28.9  | %<br>— | %<br>32.6  | %<br>—   | %<br>43.6  | %<br>—     | %<br>45.2  | %<br>—   |

| 区 分             | 昭和 60 年    |           | 平成 2 年     |          | 平成 7 年     |           | 平成 12 年    |           | 平成 17 年    |           |
|-----------------|------------|-----------|------------|----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
|                 | 実 数        | 増減率       | 実 数        | 増減率      | 実 数        | 増減率       | 実 数        | 増減率       | 実 数        | 増減率       |
| 総 数             | 人<br>6,585 | %<br>△4.3 | 人<br>7,000 | %<br>6.3 | 人<br>6,524 | %<br>△6.8 | 人<br>6,293 | %<br>△3.5 | 人<br>6,007 | %<br>△4.6 |
| 第一次産業<br>就業人口比率 | %<br>7.8   | %<br>—    | %<br>4.6   | %<br>—   | %<br>4.4   | %<br>—    | %<br>3.1   | %<br>—    | %<br>3.8   | %<br>—    |
| 第二次産業<br>就業人口比率 | %<br>44.4  | %<br>—    | %<br>50.2  | %<br>—   | %<br>44.4  | %<br>—    | %<br>42.3  | %<br>—    | %<br>37.5  | %<br>—    |
| 第三次産業<br>就業人口比率 | %<br>47.7  | %<br>—    | %<br>45.0  | %<br>—   | %<br>51.1  | %<br>—    | %<br>54.5  | %<br>—    | %<br>57.8  | %<br>—    |

| 区 分             | 平成 22 年    |           | 平成 27 年    |           |
|-----------------|------------|-----------|------------|-----------|
|                 | 実 数        | 増減率       | 実 数        | 増減率       |
| 総 数             | 人<br>5,483 | %<br>△8.7 | 人<br>5,411 | %<br>△1.3 |
| 第一次産業<br>就業人口比率 | %<br>3.2   | %<br>—    | %<br>4.5   | %<br>—    |
| 第二次産業<br>就業人口比率 | %<br>35.0  | %<br>—    | %<br>32.8  | %<br>—    |
| 第三次産業<br>就業人口比率 | %<br>61.8  | %<br>—    | %<br>62.0  | %<br>—    |

### (3) 行財政の状況

#### ア. 行政の状況

本町の行政機構は、本庁と保健・福祉の拠点である支庁舎及び公立神崎総合病院から構成されている。本庁には、町長部局の10課をはじめとして議会事務局・教育委員会事務局等があり、教育委員会の管轄下には教育課、そして町立の幼稚園が4園、小学校が4校、中学校が1校、地域交流センター（やまびこ学園）などがある。

広域行政については、ごみ処理では神河町・市川町の2町で組織する「中播北部行政事務組合」、し尿処理では神河町・市川町・福崎町・姫路市（旧香寺町・旧夢前町）の1市3町で組織する「中播衛生施設事務組合」、農業共済では神河町・市川町・福崎町・姫路市で組織する「中播農業共済組合」により共同運営をしている。また、消防業務については、姫路市に消防事務を委託している。

本町は、平成18年12月に「第1次神河町行財政改革大綱」を策定し、実質公債費比率の改善による財政健全化に向けた取組を中心に改革・改善を行ってきた。そして、平成28年5月には「第2次神河町行財政改革大綱」を策定し、今後の行財政運営に影響を及ぼす要因について優先して取り組むべき課題として掲げ、将来にわたって持続可能な神河町を創り上げるため、改革・改善を選択しながら集中して取り組むこととしている。

#### イ. 財政の状況

近年の財政状況は、次の表のとおりである。平成27年度普通会計での歳入に占める地方税、使用料等の自主財源の割合は31.4%と低く、地方交付税や国・県支出金等に依存する割合が高い。歳入の内訳は、地方交付税が32億7,076万円で全体の35.6%、地方税は19億598万円で全体の20.7%、地方債は13億5,736万円で全体の14.8%となっており、財政力指数は0.432となっている。歳出では、義務的経費とされる人件費、扶助費、公債費が全体の33.4%を占めている。

平成27年度決算における健全化判断比率の実質公債費比率は15.6%と改善しているものの、財政の弾力性を表す経常収支比率は91.0%と高い水準で推移し、財政構造の硬直化が顕著になってきており、財政運営に余裕がなくなっている。

このような財政状況の中、今後においても更なる事務事業の「選択と集中」による予算の重点化と、行財政改革の不断の取組による財政負担の軽減と平準化を実現することにより、より健全な財政基盤を確立していくとともに、予算総額及び一般財源の縮小を図っていく必要がある。

#### ウ. 施設整備水準の状況

本町の道路改良率は平成27年度末で66.4%、舗装率は90.9%となっている。また、水道施設については、水道普及率は99.4%となっている。生活排水処理については、町全域において早期完了に取り組み、水洗化率は98.2%となっている。今後は、既設の上下水道施設の老朽化などに伴う改修、改良を計画的に進め、施設・管路などの適正管理に努めるとともに、特に下水道処理施設の更新、統廃合を進めていく必要がある。

今後の公共施設における課題としては、これまで整備してきた施設の老朽化に対し、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な整備を進めていくとともに、学校規模適正化に伴い空き校舎となった学校施設の有効活用を検討する。

■ 神河町行政組織図

平成29年4月1日現在

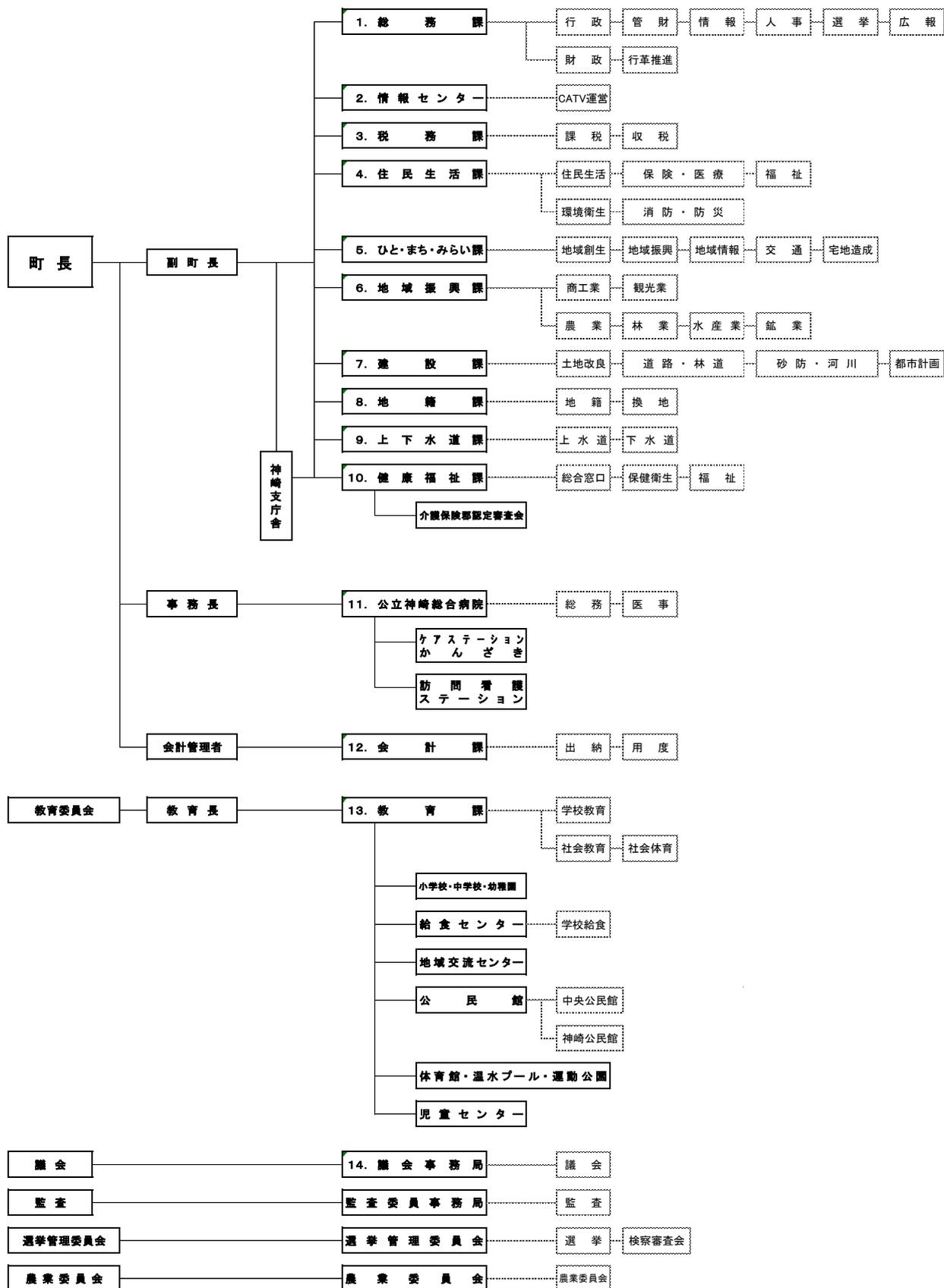


表 2 - 1 財政の状況

(単位：千円、%)

| 区 分            | 平成 12 年度   | 平成 17 年度   | 平成 22 年度   | 平成 25 年度  | 平成 27 年度   |
|----------------|------------|------------|------------|-----------|------------|
| 歳入総額 A         | 10,559,928 | 7,939,186  | 9,673,684  | 7,880,032 | 9,202,025  |
| 一般財源           | 6,774,220  | 5,608,655  | 5,795,232  | 6,247,874 | 5,996,545  |
| 国庫支出金          | 144,729    | 214,441    | 1,602,296  | 388,491   | 675,299    |
| 都道府県支出金        | 1,645,537  | 619,780    | 626,677    | 509,372   | 679,795    |
| 地方債            | 1,482,300  | 874,800    | 1,188,808  | 640,563   | 1,357,357  |
| うち過疎債          | 0          | 0          | 0          | 0         | 0          |
| その他            | 513,142    | 621,510    | 460,671    | 93,723    | 439,029    |
| 歳出総額 B         | 10,172,054 | 7,833,658  | 9,413,899  | 7,704,366 | 9,007,723  |
| 義務的経費          | 3,264,690  | 3,268,242  | 3,323,167  | 3,022,400 | 3,003,230  |
| 投資的経費          | 3,452,972  | 1,137,541  | 2,248,541  | 605,457   | 1,159,962  |
| うち普通建設事業       | 3,452,972  | 1,107,921  | 2,238,230  | 542,412   | 1,159,962  |
| その他            | 3,454,392  | 3,927,875  | 3,842,191  | 4,076,509 | 4,844,531  |
| 過疎対策事業費        | 0          | 0          | 0          | 0         | 0          |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 387,874    | 105,528    | 259,785    | 175,666   | 194,302    |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D  | 192,530    | 43         | 106,589    | 19,523    | 3,872      |
| 実質収支 C-D       | 195,344    | 105,485    | 153,196    | 156,143   | 190,430    |
| 財政力指数          | 0.557      | 0.530      | 0.500      | 0.450     | 0.432      |
| 公債費負担比率 (%)    | 20.1       | 19.7       | 19.4       | 17.3      | 16.3       |
| 実質公債費比率 (%)    | —          | —          | 21.2       | 16.9      | 15.6       |
| 起債制限比率 (%)     | 12.3       | 12.2       | —          | —         | —          |
| 経常収支比率 (%)     | 85.5       | 92.1       | 89.8       | 89.5      | 91.0       |
| 将来負担比率 (%)     | —          | —          | 108.2      | 46.1      | 35.6       |
| 地方債現在高         | 11,353,045 | 12,179,094 | 10,540,042 | 9,834,305 | 10,746,404 |

表 2 - 2 主要公共施設等の整備状況

| 区 分                       | 昭和 45<br>年度末 | 昭和 55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成 12<br>年度末 | 平成 22<br>年度末 | 平成 25<br>年度末 | 平成 27<br>年度末 |
|---------------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 市町村道                      |              |              |             |              |              |              |              |
| 改良率 (%)                   | —            | —            | 59.7        | 60.4         | 65.5         | 66.3         | 66.4         |
| 舗装率 (%)                   | —            | —            | 70.2        | 85.7         | 90.4         | 90.6         | 90.9         |
| 農道                        |              |              |             |              |              |              |              |
| 延長 (m)                    | —            | —            | —           | 70,144       | 71,032       | 70,890       | 70,890       |
| 耕地 1ha 当たり<br>農道延長 (m)    | —            | —            | —           | 72.4         | 77.8         | 82.8         | 83.6         |
| 林道                        |              |              |             |              |              |              |              |
| 延長 (m)                    | —            | 37,435       | 49,799      | 68,768       | 68,116       | 64,271       | 64,271       |
| 林野 1ha 当たり<br>林道延長 (m)    | —            | 4.9          | 6.6         | 9.1          | 9.0          | 8.5          | 8.5          |
| 水道普及率 (%)                 | —            | 88.4         | 92.5        | 95.7         | 99.0         | 99.0         | 99.4         |
| 水洗化率 (%)                  | —            | —            | 0.9         | 58.2         | 97.2         | 98.2         | 98.2         |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数 (床) | 2.9          | 8.7          | 9.4         | 11.5         | 12.6         | 12.7         | 13.5         |

#### (4) 地域の自立促進の基本方針

本町は、合併による新町誕生に伴い策定した第1次神河町長期総合計画の基本構想・基本計画を基本にしながら、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した「神河町地域創生総合戦略」との整合性を図り、人口減少により過疎化が進んでいる地域の活性化、自立に向けたまちづくりを展開していく。

まちづくりの将来像を「ハートがふれあう住民自治のまち」とし、3つのまちづくりの目標を定めている。

##### まちづくりの目標1

「愛・やさしさ」～子どもからお年寄りまで豊かな愛情・やさしさにつつまれるまち～

- ・子どもたちが、地域の自然とふれあい、学校・家庭・地域の愛情にまもられて、生きる力や創造力、人に対する思いやりなどを身につけることのできるまちをめざす。
- ・子育て世代が地域の支え合いの中で安心して子どもを育てられ、生活や就業上の利便性と都市部では実現できない「スローライフ」の両方を享受できるまちをめざす。
- ・犯罪の予防、災害発生時に機能する防災対策など、すべての住民が安全・安心を意識したまちをめざす。
- ・高齢者が家族の愛情に支えられながら、子どもたちとのふれあいや、地域文化の継承に携わるなど、いつまでも地域社会における生きがいを見いだせるまちをめざす。
- ・すべての人が気軽にまちなかへ出かけたり、在宅において多様なサービスが受けられたりするなど、安全かつ安心して日常生活を過ごせるまちをめざす。

##### まちづくりの目標2

「命・いきいき」～自然の恵みと共に生き、力強い命の躍動・活力をはぐくむまち～

- ・山林や農地、清流が豊かな生命の営みを育む土壌として、第一次産業の基盤として、また地域の個性ある風景として、人々の活動と共生するまちをめざす。
- ・地域の家庭や学校、観光施設等で消費・使用される食材・建材等は、できる限り地域で自給していくなど、地元生産者と消費者の顔の見えるまちづくりをめざす。
- ・地域で営業展開する事業者が雇用の確保や地域資源の活用に加え、自然環境の保全や住民の健康創造などの地域福祉の向上に寄与し、住民や行政とのよりよい協力関係を築くまちをめざす。
- ・神河の歴史や伝統に目を向け、誇りを持つとともに、すばらしい歴史遺産の価値や史実をみんなで学び、語り継がれるまちをめざす。
- ・住民が学び、創造、交流の楽しさを感じ、地域社会への誇りや生きがいを感じられるまちをめざす。

##### まちづくりの目標3

「心・ふれあい」～住民どうしの顔が見え、人と人との心のふれあいが生まれるまち～

- ・地域コミュニティの中でのあいさつ運動や清掃活動等を通じ、住民どうしが顔の見えるまちをめざす。
- ・地域のリーダーとなるような人材の育成を図るとともに、住民が地域のまちづくりや町全体の課題に対して関心を持ち、主体性をもって課題解決に向けて取り組む住民自治のまちをめざす。
- ・都市の住民が地域の自然や人々のもてなしに触れ、町内の宿泊施設を利用しながら心身の精気を養うなど、長期滞在者を積極的に受け入れるまちをめざす。
- ・播磨と但馬の合流点、さらには兵庫県中央部という立地条件を活かし、周辺地域と携えながら、交流圏域の要所として発展するまちをめざす。

#### (5) 計画期間

本計画の期間は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4か年とする。

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア. 農業

本町の農業特性については、主に土地利用型農業により、水稻が基幹作物、転作作物としては麦作を中心に後作として小豆や大豆の栽培を行っている。神河町の農業構造については、恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、専業農家は、わずかな状況である。また、近年では農業従事者の高齢化などを背景とした担い手不足やシカ、イノシシ、サルなど有害鳥獣による食害の増加などにより耕作放棄地が増加してい

る。

このため、集落営農の組織化、認定農業者等担い手農家の育成が今後の当町の農業振興を図る上で必要不可欠の課題となっているが、既に経営を行っている集落営農組織においても主たる作業従事者やオペレーターの確保に苦慮し、また、条件不利地による生産コストの問題など、農家の意欲の低下により農地の保全・利用が問題となっている。また、町内の担い手（集落営農組織、認定農業者等）は米・麦・大豆・小豆を中心とした土地利用型農業を展開してきたが、米価の下落、また国からの助成金の削減などの背景により、今後の農業は厳しい状況が予想される。

#### イ. 林業

本町における林業は、高度経済成長期までは町の基幹産業であり、優良材の産出と積極的な植林が進められてきた。しかし、安価な外材の輸入や代替材の普及による国産材価格の低迷と生産コストの上昇によって採算性が悪化し、森林所有者の生産意欲と生産活動が停滞。伐採しても再造林、保育に係る経費を賄うだけの収入が見込めないことから、伐期を過ぎた高齢林が増加。また、林業労働者の減少と高齢化もあって、町が目標とする年間 300ha の間伐が達成できていない状況である。

産業としての地域林業の持続的かつ健全な発展と、山地災害防止、水資源確保など森林の多面的機能を高度に発揮させる上でも、植林、保育、適期伐採の循環型林業の確立が肝要であり、併せて喫緊の課題として、町の人工林総面積の 50%以上を占める 40～60 年生の林分での間伐を効率的かつ強力に推進する必要がある。

このような状況の中、平成 28 年度からは、杉・檜に変わる新たな山の活用の可能性を探る取組として、早生樹のセンダンの植林や日本紙幣の原料であるミツマタの活用を行っている。

現在、森林整備の基礎資料となる山林での地籍調査を平成 42 年度登記完了の計画で実施しているが、森林所有者の高齢化により山林境界の確定が困難になりつつあるため、調査が急がれる状況にある。

#### ウ. 水産

本町の水産業は、越知川、寺前、長谷の 3 漁協によるアユ、アマゴ等淡水魚の増殖が主な事業であり、重要な観光資源となっている。これら漁協の漁場である市川支流の越知川、小田原川、犬見川へは、アユの天然遡上はなく天然のアマゴも少ないため、増殖事業は放流が主体で、町内外の釣り愛好者からの遊漁料が主な収入である。

近年は、アユ冷水病やカワウの食害等による釣果の低迷と釣り人口の減少もあり、入川者が減少。各漁協では放流に係る経費を遊漁料収入では賄えず、町補助金と、寺前、長谷漁協では地区振興基金の取り崩しに頼った事業運営となっている。

一方、市川本流では、NPO 法人によるニジマスの放流が継続的に行なわれ、主に町外から多くのフライフィッシング愛好者が来訪している。

#### エ. 観光

神河町は「神河町長期総合計画」の将来像である「ハートがふれあう住民自治のまち」に向け、各種取組を行う中、特に観光については、重点的かつ積極的に取り組んでいる。

当町の観光は、「砥峰高原・峰山高原」「越知川の清流」「銀の馬車道」を 3 本柱に主要な資源を捉え、交流人口 100 万人をめざして取り組んできた。そこには、「交流から定住」と言う大きなテーマ（目的）があり、町の将来を左右すると考えている。

そして、平成 20 年以降、著名な映画やドラマのロケ地誘致・ゆるキャラ「カーミン」を起用したイメージ戦略・町内 10 もある観光施設との連携、相乗効果により、観光入込者数を 60 万人～65 万人～70 万人と順調に伸ばしてきたが、ここ 2～3 年は減少傾向にあり、65 万人にまで落ち込んでいる。

そこには、観光施設の経年変化による老朽化、各種観光情報の発信不足、多様化する観光旅行者に対する満足度に応えられていない現状がある。加えて、天候に左右される屋外型施設の弱みや冬場に極端に落ち込む観光客入込者の現状がある。

これらを打開すべく、平成 28 年度～29 年度に整備した「観光施設保全活用整備計画」に基づく各施設の修繕・改善・設備補強等による顧客満足度アップ、冬場の集客減を打開するために平成 29 年 12 月にオープンする峰山高原スキー場での集客と町内商工業者の経済活性化を図る。また近年激増しているインバウンド人口の増加による町への誘導は 100 万人をめざす上では欠かせない状況にある。

さらに、本年 4 月に発表された「銀の馬車道・鉱石の道」の日本遺産登録は神河町への観光集客への大きな後押しになると期待している。

### オ. 商工業

商業については、大型店やコンビニ等の展開やインターネット等を活用した無店舗販売にみられるように、顧客ニーズは多様化しており、商工業を取り巻く経営環境の変化は著しいものがある。

本町においても、景気の低迷や観光客の減少等により、市場規模が縮小していることに加え、後継者不足や近隣市町に進出している郊外型大型店舗等への消費流出が著しく、町内での購買シェアは低下している。

近年は、空き店舗を活用した起業が増えているが、今後更に顧客ニーズを的確に把握し、それらに対応した個別商店の改善を促し、経済の町内循環、町民や観光客が楽しく快適に買物ができる魅力づくりが不可欠となっている。

工業については、家庭内工業的な小規模事業が多く、地形的な制約から新たな工業用地を確保し、中小規模の企業立地を進める必要がある。

今後は、観光や農業など他産業と連携しながら特産品開発等の地元資源の活用に傾注するとともに、既存工業の体質強化を支援していくことが求められている。

### カ. 企業誘致

本町の産業別就業人口は、第3次産業が最も多く、全体の約62%を占め、次いで第2次産業が約35%となっており、産業人口は全体的に減少傾向にある。就業人口の減少は、地域産業の衰退や事業後継者不足による地場産業の廃業につながり、人口減少と経済縮小の負のスパイラルに陥る恐れがあることから、新たな雇用の創出に関しては企業誘致に依存せざるを得ない状況である。

兵庫県のほぼ中心に位置する土地の優位性等を生かし、積極的に情報収集等を行い、雇用機会の増大、人口の定住化及び所得の増大につながる優良企業の誘致と集積を推進して行く必要がある。

また、地域特性を生かした多様な起業の促進を進め、就業の場の確保や雇用機会の拡大を最も重要な施策の一つとして取り組んで行く必要がある。

## (2) その対策

農林業は生産活動だけでなく、農地、森林が有する生物多様性、水源かん養、災害の防止といった公益的機能が再評価され、持続可能な力強い農林業を展開し、取組を通じて、自然環境の保全や美しい景観を創出し、農山村のコミュニティが維持される活力ある地域をめざさなければならない。

### ア. 農業

農業については、生産基盤の整備、担い手となる農業者の育成（集落営農の組織化、法人化、新規就農者）、有害鳥獣の駆除対策及び農地の管理コスト削減対策、地球環境に配慮した環境保全型農業の推進に取り組む。

また6次産業化に向けた生産から加工、流通販売まで一体となった設備の充実を図り、消費者のニーズが高まってきた自然志向に応える地域の特性を取り入れた付加価値の高い農産物、農産加工品のブランド化をめざした特産品開発に取り組み、農業者の意欲の向上、所得の向上をめざす。

神河町地域創生総合戦略においては、しごとづくりの一環として「農林業・地場産業・6次産業化の育成支援と地域ブランドの創出・町内消費の拡大」を盛り込んでおり、この柱として農林業による地域振興を推進していく。

その一つの事業として、畜舎・堆肥舎を整備し、国内でも優れたトップクラスの牧場を誘致、この牧場の優れた堆肥を町内農地に循環させ、アグリノベーション神河や参加する営農法人、担い手農家と連携し、従来の米・小麦・小豆・大豆に加え、機能性の高い生姜・ニンニク・人参などを生産する中から、新たな農産物の生産とこれらを活用した加工品などの新商品の開発と6次産業化を進めるなど、所得の向上と雇用の促進、さらには町内食文化向上、町全体の魅力向上を図る。

### イ. 林業

林業については、地域産業としての持続的かつ健全な発展と、森林の多面的機能の高度発揮を念頭に置き、豊富な森林資源を有効に活用した循環型林業の確立をめざし、林道及び作業道などの路網整備、高性能林業機械の導入などの生産基盤整備や、森林経営計画に基づく計画的、効率的な間伐等の森林整備により多様な素材の生産を図る。併せて、森林組合を中心とする地域内林業事業者の育成と、民間企業等の林業事業への参入促進、林業従事者の育成を推進し、林業経営の活性化を図る。

木材の利用に関しては、住宅建築などにおける神河町産材の活用を促進し、未利用木材については、木質バイオマス発電施設での燃料として有効活用を図る。

また、森林の有する水源かん養・国土の保全・地球温暖化防止などの公益的・多面的機能を十分発揮でき

る森林環境の整備を行い、災害に強い健全な森林の造成に取り組む。

さらに、従来の杉・檜と比べて保育期間が短く育林コストの抑制が見込めるセンダン等の早成樹種の導入促進、間伐施業後の林間で成育が活性化するミツマタの活用を図る。

また、林業関連施設を整備し、栽培専門家と業務提携することで、雇用の創出と栽培者の育成を図り、ブランド商品としての生産拡大を図る。

山林部の地籍調査については、国土調査事業第6次十箇年計画と神河町地籍調査実施計画に沿って補助事業を活用しながら進めていく。

#### ウ. 水産

当町の漁業は観光産業としての側面が大きいが、住民の財産である清流を維持保全するためには、漁協等川に直接関わる組織の存続が不可欠であり、各組織がそれぞれの漁場特性に適した増殖事業を、適切な規模で継続的に行う必要がある。

町としては、水産事業の実施主体である各組織の運営を引き続き支援するとともに、永続的に事業展開するための健全な財政運営への誘導を図る。

#### エ. 観光

本町は、豊富な観光資源に恵まれている。この既存観光資源の質的向上を図るとともに、新たな観光資源を発掘し活用を図ることによって、より魅力的な観光地づくりを進める。

平成29年12月にオープンする峰山高原スキー場を中心に、町内各施設と観光連携を強化し、観光客の減少する冬季の魅力アップを図る。

訪れた人が感じる居心地の良さは様々な場面で接する人々の優しさ、温かさが重要な要素となる。心のこもったおもてなしで魅力あるまちづくりを行うため、地域が一体となっておもてなしの心を育む人づくりを進めるとともに、観光施設従業員の接客研修を実施し、また来てもらえるおもてなしを行う。

また、様々なメディア媒体や旅行会社、イベントなどを活用し、訪れる人の視点に立った誘客プロモーションを実施する。

#### オ. 商工業

神河町商工会と連携し、制度融資や専門家による経営指導など、中小企業の経営安定化に向けた支援に努め、併せて商店及び商店街間の連携とともに、地域の独自性を活かした魅力ある商店及び商店街づくりを促進する。

また、自主的な取組を支援し、地元商店街の認知度を高めることで、地元消費の拡大を図る。商品だけでなくサービスの宅配の可能性についても探っていく。

販路拡大に向けたイベントやPR活動の強化など、新たな販路開拓に向けた支援を行う。瓦や線香、製材業、豆腐づくりなどの産業を地場産業として、カタログや冊子等で紹介し、カーミン商品やかみかわブランド商品と合わせて販路拡大に向けた支援を行う必要がある。

#### カ. 企業誘致

企業誘致については、適正な土地利用や自然環境・市民生活に配慮しながら地域特性を最大限に生かし、定住化や若者の流出防止につながるよう優良企業の誘致や既存企業の振興・拡大を図らなければならないため、迅速かつ適切な対応を積極的に行っていく。

本町は、兵庫県のほぼ中央に位置し、JR播但線と播但連絡道路が南北に縦断し、姫路市まで約40分、京阪神まで約1時間30分圏内となっており、地の利を生かした企業誘致の取組とともに、産業の流れを見据えた起業や転業の促進を図る。

### (3) 計画

事業計画（平成29年度～平成32年度）

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名(施設名)          | 事業内容                         | 事業<br>主体 | 備考 |
|--------------|-------------------|------------------------------|----------|----|
| 1 産業の振興      | (1) 基盤整備<br>農業    | 鳥獣害防護柵設置事業<br>中山間農地畦畔法面等整備事業 | 町<br>町   |    |
|              | (3) 経営近代化施設<br>農業 | 農業用機械施設整備事業                  | 町        |    |

|  |                  |                          |     |  |
|--|------------------|--------------------------|-----|--|
|  |                  | アグリイノベーション神河施設整備事業       | 町   |  |
|  | 林業               | 高性能林業機械整備事業              | 町   |  |
|  | (4) 地場産業の振興      |                          |     |  |
|  | 生産施設             | 林業関連施設整備事業               | 町   |  |
|  | 加工施設             | 農産物加工施設整備事業              | 町   |  |
|  | 流通販売施設           | 神崎フード加工貯蔵施設整備事業          | 町   |  |
|  |                  | 道の駅「銀の馬車道・神河」整備事業        | 県・町 |  |
|  | (8) 観光又はレクリエーション | 峰山高原スキー場整備事業             | 町   |  |
|  |                  | 観光施設整備事業                 | 町   |  |
|  |                  | 観光付帯施設整備事業               | 町   |  |
|  |                  | 大河内高原(峰山・砥峰高原)内道路等環境整備事業 | 町   |  |
|  |                  | 観光施設公衆無線 LAN 整備事業        | 町   |  |
|  | (9) 過疎地域自立促進特別事業 | アグリイノベーション神河活動事業         | 町   |  |
|  |                  | 鳥獣害防護柵修繕事業               | 町   |  |
|  |                  | 町単独間伐補助事業                | 町   |  |
|  |                  | 創業支援事業                   | 町   |  |
|  |                  | 観光施設修繕事業                 | 町   |  |
|  |                  | 観光付帯施設修繕事業               | 町   |  |
|  |                  | 観光情報発信事業(インバウンド含む。)      | 町   |  |
|  |                  | 観光誘客促進事業(インバウンド含む。)      | 町   |  |
|  |                  | プレミアムハートフル商品券発行事業(補助金)   | 商工会 |  |
|  |                  | 商業活性化事業(補助金)             | 商工会 |  |
|  |                  | 地籍調査                     | 町   |  |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、平成 28 年度に策定の神河町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア. 道路

町の南北方向に JR 播但線と播但連絡道路、国道 312 号線が走っており、交通網を利用して姫路市まで約 40 分、京阪神まで約 1 時間半圏内である。町内を東西に結ぶ加美宍粟線と朝来市から長谷を經由し、砥峰高原を通り宍粟市へ通じる一宮生野線の主要地方道、岩屋生野線・長谷市川線・長谷停車場線などの一般県道を骨格として町道 506 路線(延長 254.7km)で構成されている。

国道 312 号線(延長 12.2km)については、改良舗装は完了しているが、歩道整備等通行の円滑化と交通安全対策の充実を求められている。

県道の改良も進んでいるが、越知谷地内の岩屋生野線、上小田地内の加美宍粟線、栗地内の一宮生野線については早期の改良を待ち望まれている状況である。

町道は、町民の日常生活に密接な関わりがあり、総延長 254.7km の内、改良済が 66.3%、舗装済が 90.9% という状況であり、整備が着実に進んでいる。道路改良については、安全安心な通行等の向上のため進める必要がある。

園児児童生徒の通学方法は、中学校がバス通学・自転車通学・徒歩通学、小学校・幼稚園がバス通学・徒歩通学となっている。幹線沿いについては、歩道が整備されているが、片側のみの整備であったり幹線以外の道路では、歩道が整備されていないところが多いため、未整備箇所について、計画的に整備を進めていくとともに、歩道等の整備ができない箇所については、グリーンベルト等の対策が必要である。

イ. 橋梁

橋梁は、老朽化が進んでおり、橋梁長寿命化修繕計画事業に基づき、修繕を計画的に継続していく必要

がある。舗装修繕についても耐用年数が過ぎている路線が多数あり、幹線道路から随時、舗装修繕を進めていく必要がある。

#### ウ. 林道

林道は、森林資源の活用及び施業等の効率化の向上のため整備等を進める必要がある。

#### エ. 公共交通

町が運行しているコミュニティバスについては、交通不便地域の町民を中心に利用されており、過疎対策としても大きな意味を持っている。その他、鉄道については、利用者が減少傾向にあるが、地域住民の重要な通勤・通学的手段となっていることから、利便性を向上させるための快速列車の長谷駅停車や高速化（複線電化）について関係機関と連携を図る必要がある。

遠距離者の通学については、幼稚園・小学校・中学校ともスクールバスを利用しているが、便数に限りがあるため、学校生活に支障を来している。また、少子化により一人での通学区間が増えるなど、防犯面・安全面からバス通学者の範囲を広げていく必要がある。

#### オ. 情報通信

神河町のケーブルテレビ事業は、一般テレビ放送の難視聴対策、防災情報の充実、都市部との情報格差の是正、行政情報の充実等を目的に、旧神崎町で平成 14 年 4 月に事業を開始し、「光ファイバー＋同軸ケーブル方式（HFC 方式）」によるケーブルテレビ放送、インターネット接続、ケーブルテレビ電話、音声告知放送のサービス提供を行ってきた。合併により、旧町間の情報格差の是正するため、平成 20 年に旧大河内町域内に光ファイバー（2 芯）を敷設し、全町域においてケーブルテレビ事業を開始した。

その後、地上デジタル放送への対応や、自主放送・多チャンネルサービスのデジタル化、地上デジタル区域外再放送（テレビ大阪）等の事業を展開してきたが、旧町間の伝送路形式の違いにより全町域で同一サービスの提供が行われないこと、また、合併後の施設整備後 10 年が経過し、宅内機器等に老朽化による故障が増加するも代替機器の確保が困難となっていること、旧町で異なるシステム・機器を導入していることによる保守管理の非効率化等、様々な課題に直面している問題となっている。また、近年、新たな社会基盤として急速な進展を見せる ICT 技術の発達により、防災情報、教育、観光情報など、多くの分野にわたるよりきめ細かな情報サービスの提供及びインターネット環境の超高速化が可能な情報基盤整備が求められている。

#### カ. 交流

本町は人口減少対策として、観光交流人口の増加から定住・移住につなげる施策を展開している。

#### キ. その他

除雪においては、広範囲に積雪があると現在の除雪機械では対応に遅れが生じるため、除雪機械を増やし冬期における町道の安全な通行を確保する必要がある。

### (2) その対策

#### ア. 道路

県道は、越知以北の県道岩屋生野線の拡幅整備、上小田地内の加美宍粟線の拡幅及び坂の辻峠のトンネル化等、早期の整備を関係機関に働きかける。

町道は、生活道路として住民の安全性と利便性向上に配慮しながら改良、舗装等の整備を進める。また、通学路で歩道の未整備な箇所について、グリーンベルト等の整備を行う。

#### イ. 橋梁

橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、修繕とともに橋梁整備を進める。

#### ウ. 林道

林道は、森林資源の活用及び施業等の効率化のための整備を進める。

#### エ. 公共交通

町内の主要交通手段となっているコミュニティバスは、定期路線の維持に努めるとともに、利便性の確保に取り組む。鉄道に関しても、地域住民の重要な通勤、通学等の手段となっていることから、利便性を

向上させるための快速列車の長谷駅停車、高速化（複線電化）等の要請を JR 西日本に対し関係機関と連携しながら行っていく。

また、中学校のバス通学費及び統合により遠距離通学になった小学校・幼稚園のバス通学費については、全額町費負担としているが、一人での通学区間が増えていることの対策として、バス通学者の範囲を拡大し、園児児童生徒の安全な通学を確保する。また、バスの便数増に向けた取組を行う。

オ. 情報通信

主として旧神崎町域を「HFC 方式」から「光ファイバー方式」への敷設替を実施し、その構築にあわせ、現行ヘッドエンド装置等を 2018 年から実用放送が予定されている 4K/8K 放送への対応を含め、局舎内機器及び宅内機器の更新を平成 29 年度から平成 30 年度で実施する。

その整備後は、局舎内のスタジオ機器及び自主放送送出装置の高規格化（4K 化）対応を図るとともに、その運営の全て又は一部を委託する予定である。あわせて、老朽化した局舎の改修に取り組む。インターネット接続サービスについては、電気通信事業者との IRU 契約により、これらの設備を活用した公設民営方式で、最大 100Mbps 以上の超高速ブロードバンド・サービスを提供する。

また、ICT インフラの中でも災害に強く、地域活性化のツールとしても有効な公衆無線 LAN (Wi-Fi) は電話回線が輻輳（ふくそう）のために利用できないような場合においてもスマートフォン等のように無線 LAN の利用可能な端末が急速に普及していることから、インターネットにアクセスしやすく、災害時でも効果的に情報を受発信できる通信手段として活用できる。

平時においては、観光関連情報の収集、教育等にも活用することができることから、官公庁を中心にその整備を進めていく。

カ. 交流

観光交流人口 100 万人を目標に「交流から定住」をキャッチフレーズに定住・移住促進事業を引き続き積極的に展開していく。

キ. その他

除雪については、除雪機械の購入により、通行の安全性を確保する。

(3) 計画

事業計画（平成 29 年度～平成 32 年度）

| 自立促進<br>施策区分                        | 事業名（施設名）       | 事業内容                   | 事業<br>主体 | 備考 |  |
|-------------------------------------|----------------|------------------------|----------|----|--|
| 2 通信体系の<br>整備、情報化及<br>び地域間交流の<br>推進 | (1) 市町村道<br>道路 | 道路改良                   |          |    |  |
|                                     |                | 作畑新田線 L=2,880m W=5.0m  | 町        |    |  |
|                                     |                | 神崎市川線 L=820m W=5.5m    | 町        |    |  |
|                                     |                | 神崎市川支線 L=300m W=5.5m   | 町        |    |  |
|                                     |                | 水走り中河原 L=684m W=5.5m   | 町        |    |  |
|                                     |                | 道路防災                   |          |    |  |
|                                     |                | 西別 1 号線 L=150m         | 町        |    |  |
|                                     |                | 道路舗装                   |          |    |  |
|                                     |                | 岩屋左岸線 L=250m W=5.0m    | 町        |    |  |
|                                     |                | 石枕中島線 L=140m W=3.5m    | 町        |    |  |
|                                     |                | 中村 2 号線 L=100m W=5.2m  | 町        |    |  |
|                                     |                | 横町埋田線 L=20m W=4.0m     | 町        |    |  |
|                                     |                | 中村 3 号線 L=15m W=5.0m   | 町        |    |  |
|                                     |                | 山田根宇野線 L=1,000m W=5.0m | 町        |    |  |
|                                     |                | 中村山田線 L=2,000m W=7.0m  | 町        |    |  |
|                                     |                | 栗賀柏尾貝野線 L=410m W=5.5m  | 町        |    |  |
|                                     |                | 猪篠線 L=2,000m W=5.0m    | 町        |    |  |
|                                     |                | 峰山砥峰線 L=4,000m W=7.0m  | 町        |    |  |
|                                     |                | 上岩宮野線 L=2,400m W=5.0m  | 町        |    |  |
|                                     |                | 他 15 路線                | 町        |    |  |
| 道路維持改良（年間 5 路線）                     |                |                        |          |    |  |
| 吉富栗賀線 L=120m                        | 町              |                        |          |    |  |

|  |                                                              |                                                                                                                                                   |                                 |  |
|--|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--|
|  | 橋梁                                                           | 林垣内線 L=150m<br>峠線 L=83m<br>峰山砥峰線 L=2, 140m<br>貝野 2 号線 L=20m<br>他 15 路線<br>通学路交通安全施設整備事業<br>橋梁長寿命化修繕<br>橋長 15m 以上 30 橋<br>橋長 15m 未満 51 橋<br>橋梁整備事業 | 町<br>町<br>町<br>町<br>町<br>町<br>町 |  |
|  | (3) 林道                                                       | 林道整備事業<br>森林基幹道千ヶ峰三国岳線工事負担金                                                                                                                       | 町<br>町                          |  |
|  | (6) 電気通信施設等情報化のための施設<br>テレビジョン放送等難視聴解消のための施設<br>その他情報化のための施設 | 神河町光ケーブル整備事業<br>ケーブルテレビ局舎・設備改修事業<br>神河町公衆無線 LAN 整備事業                                                                                              | 町<br>町<br>町                     |  |
|  | (7) 自動車等<br>自動車                                              | コミュニティバス購入 (2 台)                                                                                                                                  | 町                               |  |
|  | (9) 道路整備機械等                                                  | 除雪車等購入事業                                                                                                                                          | 町                               |  |
|  | (11) 過疎地域自立促進特別事業                                            | 町道維持管理修繕事業<br>道路街路灯修繕事業<br>コミュニティバス運営事業<br>長谷駅利用促進事業                                                                                              | 町<br>町<br>町<br>町                |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、平成 28 年度に策定の神河町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

## 4 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア. 上下水道

神崎エリアの上水道は昭和 37 年に猪篠簡易水道施設をはじめとして以降 4 水道を順次整備し、水道普及率は 99.4%、大河内エリアの上水道は昭和 47 年に上小田簡易水道をはじめとして以降 3 水道を順次整備し、水道普及率は 99.2%、合わせて神河町全体の普及率は 99.4%である。

機器の更新による給水能力の向上、水道施設の更新などに取り組んでいるが老朽化が進んでいる施設が多い。

神河町全体の生活排水処理については、良好な生活環境の確保や美しい自然環境の保全を目的に、市川水系上流の責任として公共用水域の保全のために施設整備に取り組んだ結果、3つの特定環境保全公共下水道、4つの農業集落排水、3つのコミュニティプラント、関西電力のダム対策で整備された2つの下水道処理施設と、合併処理浄化槽設置整備事業を行い、全域の整備を完了し、平成 27 年度末の水洗化率は 98.16%となっている。

現在は良好な水質を確保するために施設の維持管理を行っているが、機器の更新等が今後の課題である。

#### イ. 廃棄物処理施設

##### ①ごみ処理施設

持続可能な循環型社会の形成を図るため、平成 29 年 4 月から、家庭用生ごみ処理容器（コンポスト）購入費補助制度を創設するなどごみの減量とリサイクルの推進を行っている。

ごみ処理は、神河町と市川町で構成する中播北部行政事務組合が運営する「中播北部クリーンセンター」において、中間処理がなされているが、築後 15 年が経過し、処理機器も老朽化が甚だしく、固形燃

料化効率も低下していることから、年々補修をしながら稼動している。また、現在の所在地での施設稼動は地元協定において平成 40 年 3 月 31 日までとなっており、現在新施設の整備に向けての準備を進めている。

## ②し尿処理

し尿処理は、神崎郡 3 町と姫路市（香寺町・夢前町）で構成する中播衛生施設事務組合が運営する「中播衛生センター」で行っており、適正な維持・管理が求められている。

## ウ. 消防・防災

本町の消防組織は、常備消防として、平成 19 年度から姫路市消防局に委託している。加えて、非常備消防団として 7 分団 32 部を編成し、消防・防災活動に当たっている。

消防団は、消防活動と併せて災害時における住民の生命、財産を守る活動を併せ持つ中、現状として、少子化や過疎化による入団適齢人口の減少などによる団員不足、また町外就労者の増加による昼間の出勤人員の不足など、消防団活動に支障を来している地域が山間部を中心として増えつつある。

また、神河町では、峰山高原、砥峰高原等の「高原エリア」や名水を汲むことができる「名水エリア」、そして平成 29 年 4 月に日本遺産に認定された「銀の馬車道エリア」など、町内全域の観光化により、観光客が起因する火災や事故の発生の可能性も高まりつつある。

防災としての安心・安全のまちづくりは、神河町の基本理念のひとつであり、最重要課題である。本町では、平成 21 年、平成 23 年、平成 25 年に大きな災害を経験しているが、一部の地域での被災であるため、まだまだ町民全体の防災に対する意識が高いとはいえず、近年、全国的に多発するゲリラ豪雨などの大規模自然災害が懸念される中で、町土の 87% を急峻な山林が占める当町においても、土砂災害、河川災害などの大規模自然災害の発生を予測しなければならない。そのような中、当町では円滑な防災活動推進のため、防災行政無線の整備を行うなど、地域防災力の向上に努めているが、地域の最前線の防災活動、防災予防思想の啓発を行う組織である自主防災組織を基盤に、防災意識の啓蒙を粘り強く行いながら災害に強いまちづくりを進めなければならない。

地域の防災は、地域防災計画に従い総合的な推進を図っているが、消防組織の連携強化、避難所施設、設備の整備、緊急輸送路の確保、緊急資材の備蓄及び管理等、様々な課題を解決するよう努める。

災害が起こった場合は、民間事業者をはじめとした災害時の応援協定により、インフラ確保や食糧の確保に努めるとともに、要援護者の安全確保のために早期に避難を行うことについて、福祉団体、自主防災かみかわ等の協力を最大限得られる体制を整えておくことが必要である。

## エ. 公営住宅

町営住宅は低所得者、若者世帯の定住促進のため 5 団地 64 戸と、順次整備を行い、入居率はほぼ 100% である。しかし、建設後 30 年経過が 1 団地、20 年経過が 1 団地、15 年経過が 1 団地と老朽化が進み、居住者の安全確保の観点からも今後の施設更新が大きな問題となっている。

## オ. その他

### ①空き家対策

若者の都会への流出、少子化など、山間部だけでなく全町的に空き家が顕著に増えている。また、新築も少なく家屋の老朽化も進んでいる。そのような中、山崎断層帯地震や南海トラフ地震も予想されることから、空き家も含めた住宅の耐震化が求められている。

空き家については、中には特定空家化し、周辺環境に悪影響を及ぼしていることから、空き家のデータバンク作成など、行政として空き家の状態を把握し、特定空家対策及び利活用を進める。

### ②防犯対策

防犯灯、防犯カメラの設置、また防犯委員会、補導委員会等の見守り組織の取組により、犯罪抑止効果はあるものの、僅かではあるが犯罪や行方不明者、認知症患者の徘徊などが発生している。

### ③環境保全

地球環境の保全に関しては、温室効果ガスの発生抑制、低炭素社会の推進などの社会構造の構築が急務となっている。本町は、「地球温暖化対策計画」に掲げられた我が国の 2030 年度の温暖化効果ガス排出削減目標のうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2013 年度比で約 40% 減が目標となっており、エネルギー使用量が原油換算で年間 1,500k1 を超えるため、「省エネ法」の

「特定事業者」の指定を受けている。この指定に伴い、「省エネ法」及び「温暖化対策法」に係る、CO<sub>2</sub>削減計画を第1次（平成23年度から27年度の5年間）で実施し、その結果の検証を含めた第2次（平成28年度から32年度の5年間）の計画策定を平成28年度に実施し、今後はその計画に基づき観光施設等の5施設の省エネ対策に取り組むこととしている。

#### ④火葬場

火葬場は、神河町と市川町で構成する中播北部行政事務組合が運営する「市川斎場」で行っており、適正な維持・管理が求められている。火葬場は、老朽化が進み、年々補修をしながら使用している。

#### ⑤河川・急傾斜地崩壊対策

神河町は、8割を山林面積が占めており、千ヶ峰・暁晴山など1,000m級の山々に囲まれている。この様に急峻な地形状況において、最近のゲリラ豪雨等によって山地からの異常出水による家屋等への浸水が心配されている。また、急傾斜地に係る土砂災害警戒区域が206あり、急傾斜地が崩壊する可能性が高くなっており早急な対策を進めていく必要がある。

## (2) その対策

### ア. 上下水道

上水道については、大自然の清浄で豊かな原水の恩恵により、安全で安心して飲める水道水のさらなる安定供給の確立に努める。老朽化が著しい浄水場や配水池などの計画的な修繕、改修などを実施し、適正な維持管理に努める。また水源の保全や水道水の適正な利用などについて、住民や事業者などの理解と関心を深めるなどの住民意識の高揚を図る。

下水道については、法律に準拠した水質を確保し、市川水系の上流の区域としての責務として、これまで以上に適正な下水道処理施設の維持管理、機能強化に努め、清流の保護と下流域の水質保全を図る。また、ランニングコストの削減を図るなど低コスト経営を維持するとともに、適正な使用料金による経営の安定化を図る。また施設・機器の計画的な修繕、改修などを実施することにより、健全な施設の管理運営に努める。

### イ. 廃棄物処理施設

#### ①ごみ処理

ごみ処理場の適正な修繕及び維持・管理を行う。住民にとって住みよい生活空間をめざして、また豊かな自然に恵まれた環境を維持するため、住民・地域・事業者の協力、連携により、多様化、増大化するごみの適正処理を実施し、ごみの減量化とリサイクルを進める。そのために、住民や事業者に対して廃棄物の有効利用や資源環境に対する意識啓発を進め、その改革に努める。また、現処理場の「中播北部クリーンセンター」に替わる新施設の建設を推進する。

#### ②し尿処理

し尿処理場の適正な修繕及び維持・管理については、今後の処理量を推測しながら、機器のメンテナンスと毎年の維持補修、また経年劣化による10年スパンでの大規模改修を、機器の長寿命化を図りながら、より効率的に、計画的に実施していく。

### ウ. 消防・防災

神河町消防団は、住民の生命財産を守るために日々精進をしているものの、団員不足や消火機器の老朽化を補うためには、火災発生時の消火機動力の強化に向けた高機能の消防車両、消防装備、防火水槽等の消防施設などの整備更新整備とともに、常備消防である姫路市中播消防署の施設の老朽化による施設整備も併せて実施していく。

全国各地で局地的な災害が発生し自治体の防災体制強化が求められる中、本町では、より充実した防災行政推進のため「神河町地域防災計画」に基づき防災体制の強化を図る。また、住民の災害に対する基礎知識の向上に努め、防災意識の高揚を図るとともに、防災行政無線の保守や避難所でのWi-Fi化など、防災施設・機器を計画的に整備更新し、地域防災力の充実・高度化を図る。

### エ. 公営住宅

本町の特性に応じた総合的かつ計画的な住宅施策を推進するため、「神河町住宅マスタープラン」を見直し、更新するとともに、それに基づき住宅の建替え等に取り組む。

オ. その他

①空き家対策

安心、安全な居住空間をめざし、耐震対策事業として「兵庫住まいの耐震化促進事業」に取り組む。また、空き家情報システム構築事業について、特定空家の特定、解消を図り、また利活用として、今年度創設される「全国版空き家・空き地バンク」との連携を図りながらUターン、Iターンなど都会からの定住者を増やすための「空き家のデータバンクづくり」を行う。

②防犯対策

福崎警察署等と連携し、防犯運動の積極的な展開や防犯診断、防犯学習の機会づくりや自治組織による防犯活動の推進を図るなど防犯意識の高揚に努める。さらに、防犯灯設置に対する地域への補助制度の継続、また、町管理防犯灯のLED化、防犯カメラの増設など防犯設備の整備を進める。

③環境保全

2030年度の温暖化効果ガス排出量を2013年度比で約40%削減をめざし、「省エネ法」及び「温暖化対策法」に係るCO<sub>2</sub>削減計画(第2次)に基づき省エネ対策を履行していくものとし、併せて観光施設等の5施設を対象とした地球温暖化対策推進事業によるそれぞれの施設の設定備改修に取り組む。

④火葬場

火葬場の適正な修繕及び維持・管理を行うものとし、老朽化した施設については補修をしながら今後も使用していくものとする。

⑤河川・急傾斜地崩壊対策

山林からの異常出水対策及び急傾斜地崩壊対策については、河川水路修繕事業及び、県事業である急傾斜地崩壊対策事業を進める。

(3) 計画

事業計画(平成29年度～平成32年度)

| 自立促進<br>施策区分    | 事業名(施設名)                                          | 事業内容                                                                        | 事業<br>主体                    | 備考 |
|-----------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----|
| 3 環境の整備         | (1)水道施設<br>上水道                                    | 水道施設等整備事業                                                                   | 町                           |    |
|                 | (2)下水道処理施設<br>公共下水道<br>農業集落排水施設<br>地域し尿処理施設       | 特定環境保全公共下水道整備事業                                                             | 町                           |    |
|                 |                                                   | 農業集落排水処理施設機能強化事業                                                            | 町                           |    |
|                 |                                                   | コミュニティプラント施設機器更新事業                                                          | 町                           |    |
|                 | (3)廃棄物処理施設<br>ごみ処理                                | ごみ処理施設改修事業負担金<br>新ごみ処理施設整備事業負担金                                             | 組合<br>組合                    |    |
|                 | (4)火葬場                                            | 火葬場施設改修事業負担金                                                                | 組合                          |    |
|                 | (5)消防施設                                           | 消防車両更新事業<br>消防・防災施設整備事業<br>姫路市中播消防署本署・北部出張所施設整備事業負担金<br>姫路市中播消防署消防車両更新事業負担金 | 町<br>町<br>福崎町<br>市川町<br>姫路市 |    |
| (7)過疎地域自立促進特別事業 | 水道施設等修繕事業<br>下水道施設等修繕事業<br>統廃合整備事業<br>合併処理浄化槽更新事業 | 町<br>町<br>町<br>町                                                            |                             |    |

|  |        |                  |   |  |
|--|--------|------------------|---|--|
|  |        | 家庭用生ごみ処理容器購入費補助金 | 町 |  |
|  |        | 消防施設修繕事業         | 町 |  |
|  |        | LED防犯灯・防犯カメラ整備事業 | 町 |  |
|  |        | 空き家情報システム構築事業    | 町 |  |
|  | (8)その他 | 管理工事用車両購入事業      | 町 |  |
|  |        | 上下水施設管理備品購入事業    | 町 |  |
|  |        | 河川水路修繕事業         | 町 |  |
|  |        | 急傾斜地崩壊対策事業負担金    | 県 |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、平成28年度に策定の神河町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

### 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

#### (1) 現況と問題点

##### ア. 保健

本町の人口構造は、少子高齢化が顕著であり、国民健康保険においても被保険者の年代別割合は県・国を上回って高齢化が顕著に表れている。国保データベース（KDB）における（平成27年度累計）平均寿命・健康寿命は、国・県平均よりやや上回っているが、生活習慣病医療受診者数が年々増加し、平成28年度には一人当たりの医療費が過去最高額となっている。また標準化死亡比（SMR）では、男性は心疾患、女性は脳血管疾患が全国平均を上回っており、いずれにおいても壮年期からの生活習慣病対策が重要となる。

神河町第2期健康増進計画・食育推進計画策定時におけるアンケート結果では、ストレスを感じるがよくあると回答した人が29.7%、自殺をしたいと思ったことがある人が12.7%であった。男性の自殺の標準化死亡比が県及び国を上回っていること、近年高齢者の自殺が目立っていることから、ストレスを抱え込まず、独居老人・高齢者夫婦の孤立予防が必要である。

母子保健においては、近年妊娠・出産・子育てにかかる不安や負担が大きく、核家族化により、孤立する夫婦が増える可能性がある。

##### イ. 福祉

##### ① 高齢者福祉

本町では高齢化が急速に進み、全国平均より高い高齢化率となっている。さらに今後、団塊の世代が後期高齢者となることから75歳以上の高齢者が一層増えることになる。

また、高齢者の1人世帯や高齢者夫婦だけの世帯が増加している。同時に、少子化、高齢化、過疎化などの進行が、家族関係の変化や地域の間人関係の希薄化を招き、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合いなどの機能・地域の福祉力の低下が危惧されている。「第6期介護保険事業計画」の基礎資料として平成26年度に実施した町民アンケート結果では、7割近くの高齢者が、家族による介護や介護保険サービスを使って住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいる。また、「地域でしてほしい手助けは何か」との設問では、災害時の手助け、安否確認の声かけが7割近くを占めており、今後ますます高齢化が進む中、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるようにすることが重要となる。

本町では、高齢になっても心身ともに元気で過ごせるよう介護予防教室の取り組み、認知症サポーターの育成、老人クラブの活動支援、社会福祉協議会と町の連携によるボランティア活動などの取組を行ってきた。また、災害時に活用できるよう避難行動要支援者台帳の整備を進めている。必要な人への登録を勧奨しているが、障がいを持たれる人の登録が少ないため、今後も勧奨していく必要がある。

高齢化率が県平均よりも高いこと、独居老人・高齢者夫婦世帯の割合が高いこと、地理的環境等により、今後ますます人口の減少が懸念されることから、老後の生活や介護に対する取組の充実が重要となる。

##### ② 児童福祉

全国的に晩婚化による未婚者の増大や出生数が減少傾向にある中、本町でも若者の流出による若年層の人口減や、女性の社会進出や核家族化の進行などにより仕事と育児の両立が困難なことや育児に対す

る不安、経済的理由を含めた将来への社会不安などから出生数が減少している。

このような急速な少子化による人口構造の変化により、これまで地域住民が助け合って生活を営んでいた地域コミュニティの地縁的なつながりも希薄化し、地域社会の活力が衰退傾向にあることから、早急に子どもを安心して育てることができる社会環境の充実が必要となっている。

### ③障がい福祉

本町の障がい者数の状況は、療育手帳所持者数 143 名、精神障害者保健福祉手帳所持者 48 名、身体障害者手帳所持者数 608 名となっており、障害者手帳所持者数の合計は、平成 29 年 4 月現在で 799 名となっている。障害者手帳所持者数は 10 年間で 30.2%の伸びであり、伸びの内訳としては、療育手帳所持者数は 59.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 60.7%、身体障害者手帳所持者数は 21.9%となっている。また、本町の障害者通所等施設については、平成 28 年度まではケアステーションかんざきで実施している児童発達支援 6 名、放課後デイサービス 14 名、ゆめ花館が実施している就労支援 B 型施設 10 名と整備が遅れており、今後の課題となっている。

本町では障がいの重度化・重複化や障がいのある人の高齢化が進む中、多様化するニーズに応じた適切なサービスを提供することをめざし、地域生活支援や就労支援などの取組を行っている。また、社会福祉協議会による病院への移送サービスや自立支援給付等事業による訪問看護、訪問介護などのサービスを提供することにより、在宅の障がい者を支援している。

## (2) その対策

### ア. 保健

本町では、平成 29 年に策定した「神河町第 2 期健康増進計画・食育推進計画」に基づき 7 つの分野ごとの取組（栄養食生活、身体活動運動、こころの健康、歯の健康、たばこ、アルコール、健診・検診）を個人への知識・技術の提供などの働きかけに加え、地域や行政、関係機関・団体が一体となって保健センターを拠点とした健康づくりを推進する。

健診事業では、特定健診やがん検診の受診率増加に向けて積極的に勧奨するとともに、受診後の健診データを活用して生活習慣病の発症予防、重症化予防を推進する。

### イ. 福祉

#### ①高齢者福祉

本町では、介護が必要な状況になっても、認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、医療と介護の連携について取り組んでいる。地域の困りごとや解決に向けた取組ができるよう各集落に協議体を立ち上げていく。また、商工会、社会福祉協議会などと連携し、必要とするサービスの検討を進めていながら、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの構築をめざす。

また、介護職員の不足が各施設での課題となっているため、資格取得のための介護員養成講座への参加費用の一部を助成する取組などを行う。

#### ②児童福祉

「神河町子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て世代包括支援センター事業や放課後児童健全育成事業など子育て支援事業をはじめ、若者世帯への定住助成や多子世帯への支援金の交付、保育料の負担軽減、中学 3 年生までの医療費の助成拡大、母子（父子）家庭の医療費助成に係る所得制限の緩和等の経済支援施策を拡充しながら積極的に展開し、子育て世帯が安心して子育てをすることができるようにきめ細やかな支援を行う。

#### ③障がい福祉

本町では、障害者施設の整備が遅れているため、平成 29 年 4 月に生活介護、日中一時サービス、放課後デイサービス 4 名が利用できる「つなぐ」が開設した。また、平成 29 年度には、「神河町障害者計画」や「神河町障害福祉計画」を改定し、計画的に各分野の障がい者福祉施策の計画づくりを実施する。障がいの重度化・重複化や障がいのある人の高齢化が進む中、多様化するニーズに応じた適切なサービスを提供することをめざし、地域生活支援、就労支援、施設整備に係る支援の検討に取り組む。

一方、介護保険施設やサービスが十分に整備されていることから、平成 28 年 3 月に厚生労働省が示した地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドラインに基づき、相談支援体制の整備、介護サービスの提供などにおいて、障がい福祉分野と介護保険分野を横断して事業を一体的に実施

しながら、「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいく。

### (3) 計画

事業計画（平成 29 年度～平成 32 年度）

| 自立促進<br>施策区分                 | 事業名（施設名）            | 事業内容                                                                                                                | 事業<br>主体                        | 備考 |
|------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----|
| 4 高齢者等の<br>保健及び福祉の<br>向上及び増進 | (8)過疎地域自立促進<br>特別事業 | (介護予防) 地域住民グループ支援事業<br>特定不妊治療費助成事業<br>保健センター等修繕事業<br>障害者施設整備補助事業<br>介護講習会受講者支援事業<br>福祉医療費助成事業（乳幼児）<br>福祉医療費助成事業（母子） | 町<br>町<br>町<br>町<br>町<br>町<br>町 |    |
|                              | (9)その他              | 病児・病後児保育施設運営費<br>病児・病後児保育施設整備事業                                                                                     | 町<br>町                          |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、平成 28 年度に策定の神河町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

## 6 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本町には、町立僻地診療所 3、一般開業医 4、歯科診療所 3 の医療機関と、2 次救急医療をはじめとする地域中核医療を担う公立神崎総合病院がある。全国では、団塊の世代が後期高齢者となり、介護が必要になる高齢者数のピークは平成 37 年といわれているが、神河町では、全国より 5 年ほど早く、平成 32 年にピークに達するものと見込んでいる。

そのような急速な高齢化の進展による医療・介護の需要増大という状況に対応するため、限られた医療・介護資源を適正・有効に活用することが求められている。このうち医療分野では、医療機能の分化・連携により患者状態に応じた適切な医療を提供する体制を整備するとともに、在宅医療の充実により退院患者の生活を支える体制を整備する必要がある。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が必要となっている。

公立神崎総合病院は、地域医療の充実に加えて地域の活性化の拠点として、なくてはならない病院であることを再認識しながら、改革に取り組み、地域の為に維持・発展に向けて取り組んでいく。

### (2) その対策

本町では平成 27 年 10 月 8 日に在宅医療・介護連携推進協議会を立ち上げ、地域包括ケアシステムの構築を進めており、地域包括ケア講演会の開催や、多職種研修会の開催、認知症ケアネットの開催などを実施している。

また、在宅・連携・人材をキーワードに「医療・介護連携部会、認知症ケア推進部会、多職種連携研修部会」の 3 つの部会を設置し、具体策を検討している。町内の医療と保健、介護、福祉に従事する者が連携しながら、公立神崎総合病院を核とした地域包括ケアシステムの構築を行い、在宅での医療、介護と必要に応じた入院が確保できる体制づくり、医療と保健、介護、福祉との連携強化を図る。

公立神崎総合病院については、北館の老朽化が激しく、耐震基準を満たしていないことから平成 29 年度から 31 年度での改築に併せて、地域医療構想と地域包括ケアシステムにおける役割を認識した新たな病院づくりに取り組んでいく。

公立病院がある地域ならではの地域に即した特色ある地域医療をめざす。具体的には、地域医療センター機能を充実させ、病院併設の訪問看護ステーションと協力し、診療圏域の医師会や健康福祉行政機関、介護・看護・福祉施設等と連携を図り、多職種が集まり相談や意見交換ができる拠点づくりをめざす。また、医師確保に努め、医療機器設備の整備を行っていくとともに、総合診療部を充実させ、地域に即した医療と在宅診療に取り組み、急性期医療からかかりつけ医の役割、そして在宅までの包括的な医療に取り組んでいく。

## (3) 計画

事業計画（平成 29 年度～平成 32 年度）

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名（施設名）             | 事業内容                                             | 事業<br>主体    | 備考 |
|--------------|----------------------|--------------------------------------------------|-------------|----|
| 5 医療の確保      | (1) 診療施設<br>病院       | 公立神崎総合病院北館改築事業<br>医療機器整備事業<br>訪問診療用車両更新事業        | 町<br>町<br>町 |    |
|              | (3) 過疎地域自立促進<br>特別事業 | 医師等確保対策事業<br>医師修学資金貸与金<br>看護師修学資金貸与金<br>大学病院寄附講座 | 町<br>町<br>町 |    |

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、平成 28 年度に策定の神河町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

## 7 教育の振興

## (1) 現況と問題点

## ア. 学校教育

本町には公立中学校 1 校（生徒数 311 人）、公立小学校 4 校（児童数 598 人）がある。平成 17 年 11 月の合併時に中学校 2 校、小学校 8 校であったものが、統合により半数となった。児童・生徒数は、平成 23 年度に 1,086 人であったものが、平成 28 年度においては 909 人と 5 年間で 16%減少している。また、幼稚園（小学校と併設）については、統合により 8 園から 4 園となっており、園児数についても、保育所（私立認可保育所 2 園）への入園との兼ね合いもあるが、平成 23 年度に 163 人であったものが、平成 28 年度においては 116 人と 5 年間で 29%減少している。今後においても、5 年後の平成 33 年度には、720 人とさらに 21%の減少が予想される。特に、町中心部から離れている小規模校 2 校については、それぞれ 3 年後には児童数が 20 人を切り、今後更なる統合の必要性に迫られている。

また、少子化が進行する中、平成 28 年に策定した第 2 期「かみかわ教育創造プラン」に基づき、「生きる力」を身につけ、自立した子どもたちの育成を図るため、学校・地域・家庭が一体となって取り組んでおり、特に小規模校への取組として、他校との交流学习を通して集団活動を確保していくとともに、「日本一の学校づくり」や「ふるさと教育の推進」など地域の特性を活かした学校づくりを進めている。

学校施設・設備については、統合により整備された以外の学校・幼稚園及び給食センター等老朽化した施設の新設や大規模改修が必要である。

## イ. 社会教育

本町には、社会教育施設（公民館 2、児童館 1、地域交流センター 1）、社会体育施設（体育館 3、温水プール 1、野球場 2、グラウンド 2、屋内グラウンド 1）が整備されており、住民の健康増進、生涯学習また憩いの場として広く活用されているが、どの施設においても老朽化が著しい。

今後は、「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設整備を進めていく予定であるが、利便性・将来性を踏まえた中で、住民のコンセンサスを得ていく必要がある。

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西において、国内外から 1,500 人余りが参加予定のオリエンテーリング競技が本町の峰山高原で開催されることが決定し、外国人へのおもてなし対応が求められている。

## (2) その対策

## ア. 学校教育

子どもたちが安心・安全な学校生活を送るため、学校施設の老朽化対策として、幼稚園・給食センターの改修整備やプールの改築を行うとともに、廃校となった学校の解体工事を実施し、安全な環境づくりに努める。

教育課程においては、学校の Wi-Fi 環境の整備やパソコン更新等、情報環境の整備を図り、情報教育にとどまらずあらゆる教育カリキュラムの充実を図るとともに、日本一の学校づくり事業を実施し、第 2 期「かみかわ教育創造プラン」の基本理念である「ふるさとを愛し 心豊かで 自立した 神河の人づくり」にあるふるさと意識の醸成を図り、将来も地元に住み続ける子どもや地元を離れても地元を愛する心

を持ち続ける子どもたちを育てていく。

また、少子化による遠距離徒歩通学や一人での通学の安全対策として、遠距離通園・通学支援事業に取り組む。

#### イ. 社会教育

生涯を通じた学びの機会を提供し、神河町への誇りや愛着を深め、こころ豊かなひと・まちづくりを推進するため社会教育・社会体育の老朽化した施設の改修整備を行う。

また、魅力ある公民館事業を創造し、住民のニーズに応じた学習や体験の機会を提供・支援するため、生涯学習の場としての公民館のカルチャー・図書館機能やスポーツの振興が図れる複合的な施設を整備することにより、児童から高齢者までの学習と交流の拠点となる施設を整備していく。

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西に向けては、外国人の案内のための環境整備を行う。

### (3) 計画

事業計画（平成 29 年度～平成 32 年度）

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名（施設名）                                | 事業内容                                                                          | 事業<br>主体              | 備考 |
|--------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----|
| 6 教育の振興      | (1)学校教育関連<br>施設<br>水泳プール<br>給食施設        | 神河中学校プール新設事業<br>給食センター施設・設備改修事業                                               | 町<br>町                |    |
|              | (2)幼稚園                                  | 寺前幼稚園大規模改修事業                                                                  | 町                     |    |
|              | (3)集会施設、体<br>育施設等<br>公民館<br>体育施設<br>その他 | 中央公民館施設整備更新事業<br>体育施設改修事業<br>かみかわ文化会館（仮称）整備事業                                 | 町<br>町<br>町           |    |
|              | (4)過疎地域自立促進<br>特別事業                     | 学校・幼稚園施設修繕事業<br>社会教育施設修繕事業<br>体育施設修繕事業<br>給食センター修繕事業<br>日本一の学校づくり事業<br>図書購入事業 | 町<br>町<br>町<br>町<br>町 |    |
|              | (5)その他                                  | 廃校小学校解体事業<br>学校 Wi-Fi 環境整備事業<br>学校 ICT 環境整備事業                                 | 町<br>町<br>町           |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、平成 28 年度に策定の神河町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

## 8 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本町には、福本遺跡や『播磨国風土記』に係る歴史文化遺産をはじめ、砥峰・峰山高原や生野鉦山寮馬車道（通称「銀の馬車道」）など、兵庫県ひいてはわが国を代表する貴重な歴史文化遺産がみられる。また、一方では、中村・粟賀町の歴史的町並みをはじめ、歴史的な民家や屋号の残る集落、各地区の神社や仏閣、獅子舞などの民族文化、水車を象徴とした農空間やかつての林業の繁栄を物語る豊かな里山・山林など、町民の暮らしに息づく歴史文化遺産も数多く受け継がれている。そのような中、平成 27 年度に、神河町の歴史文化の魅力を高め、生き活きとした地域づくりへと展開していくことを目的として、歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープランとなる「神河町歴史文化基本構想」を策定し、また、平成 28 年度には、この構想に基づく取組を効果的に進めるため「神河町歴史文化保存活用計画」を策定し、地域の機運を高めながら神河町の地域の宝である歴史文化遺産の保存・活用を図ろうとしている。

しかし、歴史文化活動への取組の必要性が認識されているものの社会状況の変化に伴い生活様式も変化し、少子化や高齢化が進む中で伝統文化の継承が困難な状況になっている地域もでてきている。このため、次代を担う子どもたちや青少年が自己実現できる環境づくり、誰もが自ら学び、生きがいを創造する

生涯学習の推進、伝統文化などの保存、継承、そして発展が求められている。

## (2) その対策

文化・芸術鑑賞機会や文化芸術活動の充実など、文化・芸術活動を支援していくとともに、新しい文化の創造に向けた文化・芸術のイベントに積極的に取り組んでいく。特に、福本遺跡は、神河町の玄関口にあり、縄文時代から栄えた最も古い遺跡で、地元でも遺跡まつりの実施や竪穴式住居の再現等保存活用に力を入れている。さらに神河町歴史文化基本構想の中ではモデルエリアとして位置づけており、福本遺跡整備事業に積極的に取り組んでいく。

あわせて、平成 29 年 4 月に日本遺産に認定された「銀の馬車道・鉱石の道」についても、モデルエリアとして位置づけており、今後、基本調査を実施しながら、環境整備と活用を図っていくとともに、町内の歴史・文化の伝承を行うために必要な関連資料の収集・整理及び保存、研究・研修、展示等による情報発信及び交流促進を図るための歴史館・資料館の整備に取り組む。

また、銀の馬車道の往時の街並みが残されている中村・栗賀町景観形成地区においては、町の顔となる地域として、修景整備、道路美装化、街灯の更新、トイレ、駐車場、古民家の改修等を行い、地域の愛着心の向上と魅力づくり、にぎわいづくりによる地域の活性化を図る。

## (3) 計画

事業計画（平成 29 年度～平成 32 年度）

| 自立促進<br>施策区分   | 事業名（施設名）                 | 事業内容                                              | 事業<br>主体    | 備考 |
|----------------|--------------------------|---------------------------------------------------|-------------|----|
| 7 地域文化の<br>振興等 | (1) 地域文化振興施設<br>等<br>その他 | 福本遺跡環境等整備事業<br>景観形成重要建造物の取得・<br>保全事業<br>街並み環境整備事業 | 町<br>町<br>町 |    |
|                | (2) 過疎地域自立促進<br>特別事業     | 歴史文化遺産魅力発信推進事<br>業                                | 町           |    |

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、平成 28 年度に策定の神河町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

# 9 集落の整備

## (1) 現況と問題点

本町の北部など人口の減少が進む地域ほど、地域コミュニティの結びつきは強い。また、地域への愛着が強く、地域を美しく、魅力的にしたいというコミュニティ活動が盛んである。

その拠点である集会所施設において健康増進のミニディの実施、月 1 回のふれあい喫茶などが開催され、地域の人々の集まる場、憩いの場となるとともに、災害時には町から指定緊急避難場所に指定されているなど、地域になくてはならない施設となっている。

しかしながら、建築から 25 年以上経過している集会所施設が多くあることから施設の老朽化と共に施設機能が果たせない施設が増えてきている現状を踏まえ、新築も含めて施設の改修を図る必要がある。

## (2) その対策

人口減少により地域活力の低下が予想される中、住民が主体となった集落や地域づくり、そして地域コミュニティの結びつきの強い地域における自治会組織や住民活動への支援は引き続き実施していく。その拠点である集会所施設の整備更新については、国・県や自治総合センターなどの補助事業を活用し整備更新するとともに、簡易な修繕等については集落集会所施設整備補助金により支援を行う。

## (3) 計画

事業計画（平成 29 年度～平成 32 年度）

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名（施設名）             | 事業内容                                                               | 事業<br>主体              | 備考 |
|--------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------|----|
| 8 集落の整備      | (2) 過疎地域自立促進<br>特別事業 | ハートがふれあう地域づくり活動支<br>援事業<br>自治会活動支援事業<br>集落集会所施設整備補助金<br>農村公園等整備補助金 | 住民<br><br>区<br>区<br>区 |    |
|              | (3) その他              | 集落集会所施設整備事業                                                        | 町                     |    |

## 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

## (1) 現況と問題点

「神河町地域創生総合戦略」で策定した「人口ビジョン」が示すとおり、若年層の人口流出、出生数の低下、高齢化の進行など、人口減少社会が進んでいる。これまでの人口減少の進行によって小規模となった集落は、今後、地域コミュニティの基礎的な単位である集落としての機能の維持について懸念されている。

また、若者の流出により、集落の主導者は、高齢化が進んでおり、スムーズな世代交代が進んでいない現状が見受けられる。このため、集落支援員等による集落点検・話し合いの中から地域支援を実施する必要があり、また、若者の定住及び都市部からの UJI ターン者の移住促進を図るには、移住プランナーによる空き家バンクを活用した住宅等の紹介及び公営住宅の整備等を推進する必要がある。さらに、町内に点在する空き家等の遊休不動産物件を有効に活用する取組を行い、集落機能の強化と定住の促進を図る必要がある。

## (2) その対策

本町の人口は減少傾向にあり、今後さらなる地域活力の低下が懸念されている中で、集落の支援・活性化を推進するため集落支援員等を配置し積極的に取り組む。また、集落に若者の定住や都市部からの UJI ターン者の移住を促進するため、移住プランナーによる空き家バンクを活用した住宅等の紹介、若者世帯の住宅取得及びリフォームの支援、空き家等の利活用等を促進する。

## (3) 計画

事業計画（平成 29 年度～平成 32 年度）

| 自立促進<br>施策区分         | 事業名（施設名） | 事業内容                                     | 事業<br>主体         | 備考 |
|----------------------|----------|------------------------------------------|------------------|----|
| 9 その他地域の自立促進に関し必要な事項 |          | 空き家活用事業<br>定住促進事業<br>多自然居住推進事業<br>移住促進事業 | 町<br>町<br>町<br>町 |    |

## 11 事業計画（平成 29 年度～平成 32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                   | 事業<br>主体 | 備考 |
|--------------|--------------|------------------------|----------|----|
| 1 産業の振興      |              | アグリイノベーション神河活動事業       | 町        |    |
|              |              | 鳥獣害防護柵修繕事業             | 町        |    |
|              |              | 町単独間伐補助事業              | 町        |    |
|              |              | 創業支援事業                 | 町        |    |
|              |              | 観光施設修繕事業               | 町        |    |
|              |              | 観光付帯施設修繕事業             | 町        |    |
|              |              | 観光情報発信事業（インバウンド含む。）    | 町        |    |
|              |              | 観光誘客促進事業（インバウンド含む。）    | 町        |    |
|              |              | プレミアムハートフル商品券発行事業（補助金） | 商工会      |    |

|                         |  |                                                                                                                         |                                      |  |
|-------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--|
|                         |  | 商業活性化事業（補助金）<br>地籍調査                                                                                                    | 商工会<br>町                             |  |
| 2 通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進 |  | 町道維持管理修繕事業<br>道路街路灯修繕事業<br>コミュニティバス運営事業<br>長谷駅利用促進事業                                                                    | 町<br>町<br>町<br>町                     |  |
| 3 環境の整備                 |  | 水道施設等修繕事業<br>下水道施設等修繕事業<br>統廃合整備事業<br>合併処理浄化槽更新事業<br>家庭用生ごみ処理容器購入費補助金<br>消防施設修繕事業<br>LED 防犯灯・防犯カメラ整備事業<br>空き家情報システム構築事業 | 町<br>町<br>町<br>町<br>町<br>町<br>町<br>町 |  |
| 4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進    |  | （介護予防）地域住民グループ支援事業<br>特定不妊治療費助成事業<br>保健センター等修繕事業<br>障害者施設整備補助事業<br>介護講習会受講者支援事業<br>福祉医療費助成事業（乳幼児）<br>福祉医療費助成事業（母子）      | 町<br>町<br>町<br>町<br>町<br>町<br>町      |  |
| 5 医療の確保                 |  | 医師等確保対策事業<br>医師修学資金貸与金<br>看護師修学資金貸与金<br>大学病院寄附講座                                                                        | 町<br>町<br>町                          |  |
| 6 教育の振興                 |  | 学校・幼稚園施設修繕事業<br>社会教育施設修繕事業<br>体育施設修繕事業<br>給食センター修繕事業<br>日本一の学校づくり事業<br>図書購入事業                                           | 町<br>町<br>町<br>町<br>町<br>町           |  |
| 7 地域文化の振興等              |  | 歴史文化遺産魅力発信推進事業                                                                                                          | 町                                    |  |
| 8 集落の整備                 |  | ハートがふれあう地域づくり活動支援事業<br>自治会活動支援事業<br>集落集会所施設整備補助金<br>農村公園等整備補助金                                                          | 住民<br>区<br>区<br>区                    |  |
| 9 その他地域の自立促進に関し必要な事項    |  | 空き家活用事業<br>定住促進事業<br>多自然居住推進事業<br>移住促進事業                                                                                | 町<br>町<br>町<br>町                     |  |